資料４

第２期東広島市子ども・子育て支援事業計画

（案）

令和２年３月

東広島市

目　次

第１章　計画の策定にあたって
１　計画策定の趣旨 …… 1
２　本市の状況、国・県の動向 …… 2
３　計画の位置付け …… 11
４　計画の期間 …… 13
５　策定の方法 …… 13

第２章　第１期計画の評価
１　基本目標ごとの評価 …… 14
（１）子どもと子育て家庭への支援 …… 14
（２）地域の子育て支援力の強化 …… 17
（３）仕事と子育ての両立支援 …… 19
（４）子どもの教育環境の整備 …… 21
２　子育て環境の総合的な評価 …… 23
３　第２期計画に向けた課題 …… 24

第３章　計画の基本的な考え方
１　計画の基本理念 …… 26
２　計画の基本目標 …… 28
３　計画の体系 …… 31

第４章　基本施策と取組み
基本目標１　安心して子どもを産み育てられる支援の充実 …… 32
基本目標２　社会的な支援が必要な子どもへの支援の充実 …… 36
基本目標３　仕事と子育てを両立するための支援の充実 …… 43
基本目標４　地域の子育て支援力の強化 …… 46
基本目標５　次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進 …… 50

第５章　計画の推進方策
1　子ども・子育て支援法に基づく「量の見込み」と確保方策 …… 53
2　幼児教育・保育の一体的提供等の推進 …… 75
3　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項…… 76
4　「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組み …… 77

第６章　計画の推進にあたって
1　計画の推進体制 …… 79
2　地域が一体となった取組みの推進 …… 79

資料
1　東広島市子ども・子育て会議条例 …… 80
2　東広島市子ども・子育て会議委員名簿…… 82
3　子育て・少子化対策部会及び保育部会の設置について …… 83
4　調査結果 …… 84
5　パブリックコメントの実施結果概要 …… 93
6　用語解説 …… 94

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、労働力の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招くことが危惧されています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の上昇、結婚や子どもを生み育てることに対する若者の意識の変化など、子どもと子育てを取り巻く環境も変化してきています。

国においては、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成 15 年に次世代育成支援対策推進法が制定されました。

さらに、平成 24 年８月に子ども・子育て関連３法が制定され、平成 27 年４月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い幼児期の教育・保育へのニーズの高まりや、待機児童の増加等に対応するための取組みが進められてきました。

また、平成 28 年６月には「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、子育て支援や社会保障の基盤強化により経済を強くすることが掲げられ、「希望出生率 1.8」に向けた取組みが推進されてきました。

本市においては、平成 27 年３月に策定した「東広島市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第１期計画」という。）に基づき、子どもの成長、子育てを支援する取組みを推進してきました。

しかし、総人口が増加する一方で出生数は減少しており、待機児童の問題や、子育てに不安や負担を感じている家庭の状況もニーズ調査結果に表れています。

このような状況を踏まえ、子どもの成長、子育てを支援する取組みの更なる充実を図り、総合的に推進するため「第２期東広島市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第２期計画」という。）を策定しました。

2　本市の状況、国･県の動向

（１）本市の状況

ア　人口の推移

本市は、学術・研究機能の集積、産業団地、産業支援機関等の産業基盤の整備等により、都市として成長し、人口は増加傾向にあります。

［人口の推移（東広島市）］

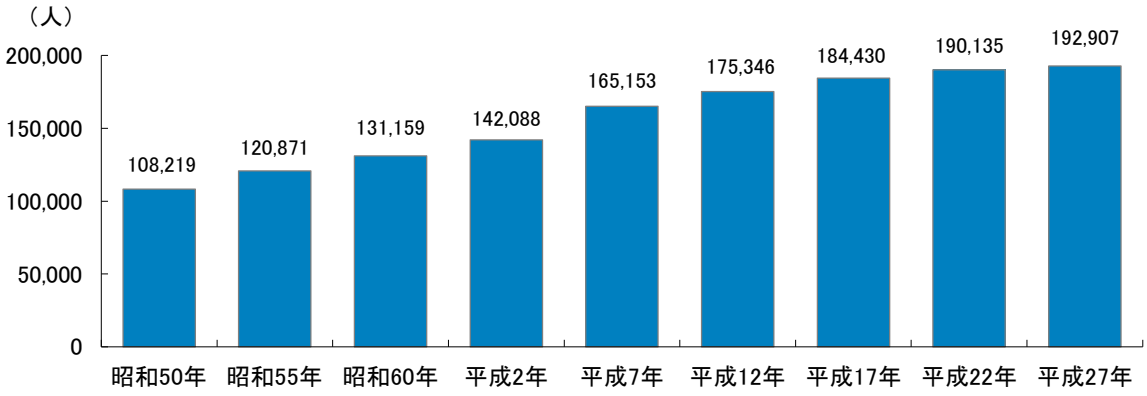

資料：国勢調査

本市の０～14 歳人口の割合は、全国、広島県よりも高い値で推移していますが、減少傾向にあり、全国的な動向と同じく、本市においても少子化が進行しています。

［0～14 歳人口割合の推移］

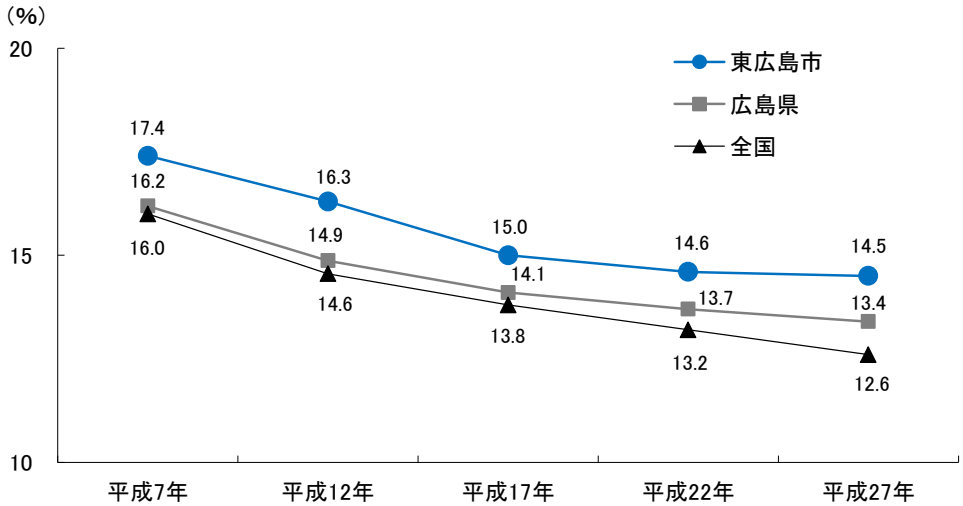

資料：国勢調査
注）年齢不詳を除く。

本市の住民基本台帳による近年の人口をみると、増減は地域により差があり、地域別の0～14歳人口（年少人口）は、西条地区は増加していますが、横ばいである八本松地区を除く地区では減少しており、市中心部への人口集中と周辺地域における人口減少が進行しています。

［地区別人口の推移（東広島市）］　（単位：人）

地　区		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
市全体	総人口	184,174	184,929	185,147	186,012	187,182
	年少人口	27,785	27,848	27,709	27,540	27,368
西条地区	総人口	72,339	73,952	75,044	76,312	78,051
	年少人口	13,489	13,769	13,878	13,847	13,935
八本松地区	総人口	28,312	28,316	28,368	28,824	29,086
	年少人口	4,518	4,509	4,476	4,530	4,514
志和地区	総人口	7,036	6,914	6,833	6,770	6,649
	年少人口	647	624	618	597	554
高屋地区	総人口	30,768	30,504	30,216	30,009	29,990
	年少人口	4,418	4,318	4,167	4,088	4,030
黒瀬地区	総人口	23,043	22,934	22,812	22,645	22,454
	年少人口	2,724	2,705	2,709	2,666	2,617
福富地区	総人口	2,558	2,504	2,473	2,425	2,389
	年少人口	235	225	217	207	212
豊栄地区	総人口	3,558	3,460	3,389	3,304	3,242
	年少人口	238	225	224	220	211
河内地区	総人口	6,192	6,149	6,024	5,947	5,780
	年少人口	578	565	567	569	529
安芸津地区	総人口	10,368	10,196	9,988	9,776	9,541
	年少人口	938	908	853	816	766

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）
注）人口には外国人を含む。

広島県人口移動統計調査の結果によると、平成29年の本市の転入者は県内で３番目に多く、人口に対する割合は、転入者が２番目に多い福山市よりも高くなっています。

［転入者数］

順位	市町	人口（人）	転入者（人）	人口に対する割合
1	広島市	1,198,555	67,794	5.7%
2	福山市	463,618	14,872	3.2%
3	東広島市	194,135	9,534	4.9%
4	呉市	223,503	7,092	3.2%
5	尾道市	135,545	3,953	2.9%

資料：広島県人口移動統計調査（平成29年）

イ　婚姻・出生等の推移

本市の婚姻件数は、平成27年に前年より大きく減少し、その後800件台で推移し、婚姻率も平成27年に落ち込み、その後横ばいとなっています。

また、離婚件数は300件台で推移しています。

［婚姻・離婚件数・率の推移（東広島市）］

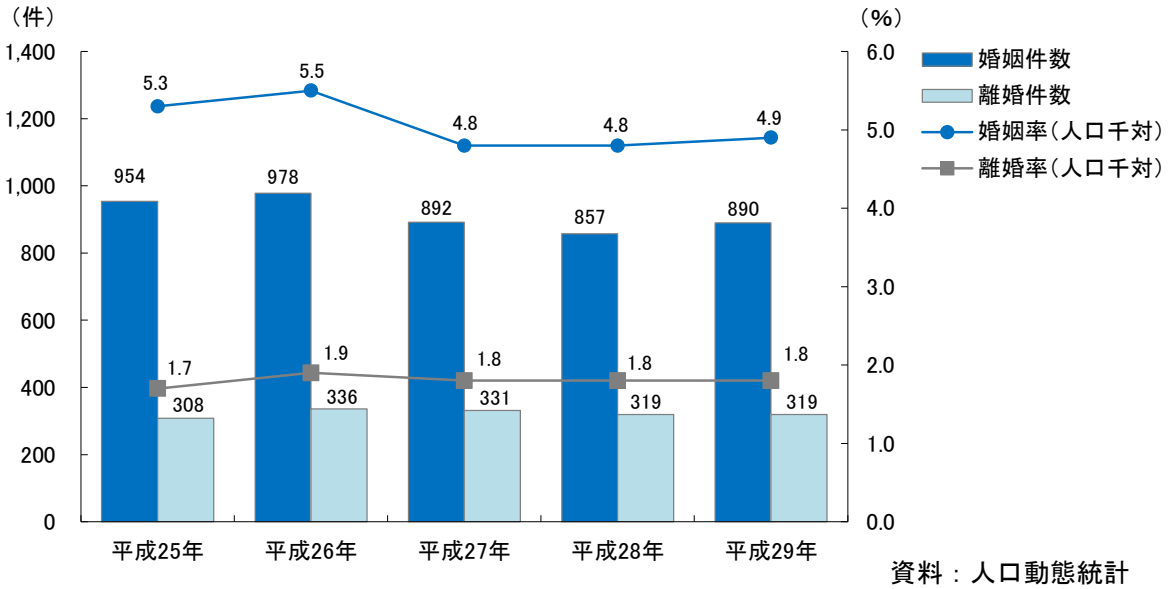

資料：人口動態統計

国勢調査による本市の婚姻の状況をみると、未婚率は上昇傾向にありましたが、平成22年以降その伸びは鈍化しています。

［未婚率の推移（東広島市）］

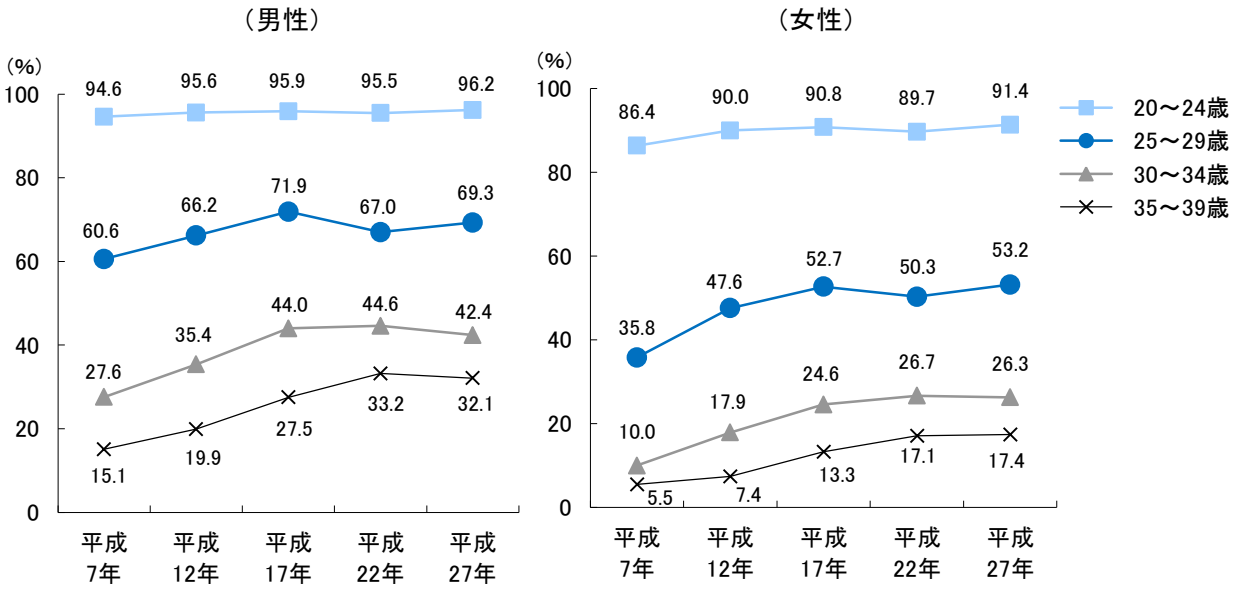

資料：国勢調査

本市の出生数は、平成 24 年、平成 27 年を除き、ゆるやかに減少しています。

合計特殊出生率は、全国、広島県よりも高く推移していますが、近年、減少傾向にあります。

［出生数・出生率の推移（東広島市）］

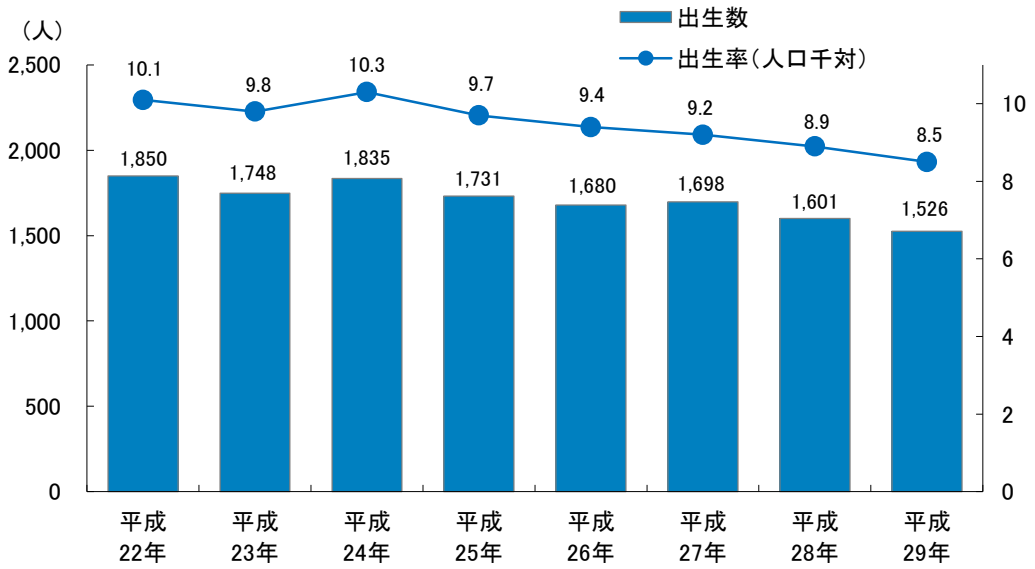

資料：人口動態統計

［合計特殊出生率の推移］

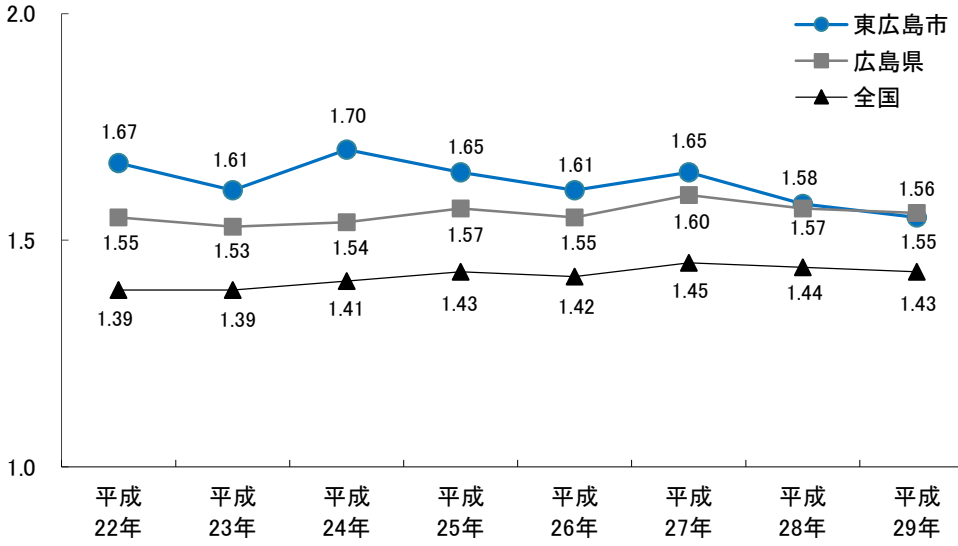

資料：東広島市

ウ 核家族世帯の推移

国勢調査の結果によると、本市の一般世帯数は増加傾向にあり、家族類型別にみると、核家族世帯、単独世帯が大きく増加しています。

また、親族世帯のうち、核家族世帯の占める割合が上昇傾向にあります。

［家族類型別一般世帯数の推移（東広島市）］

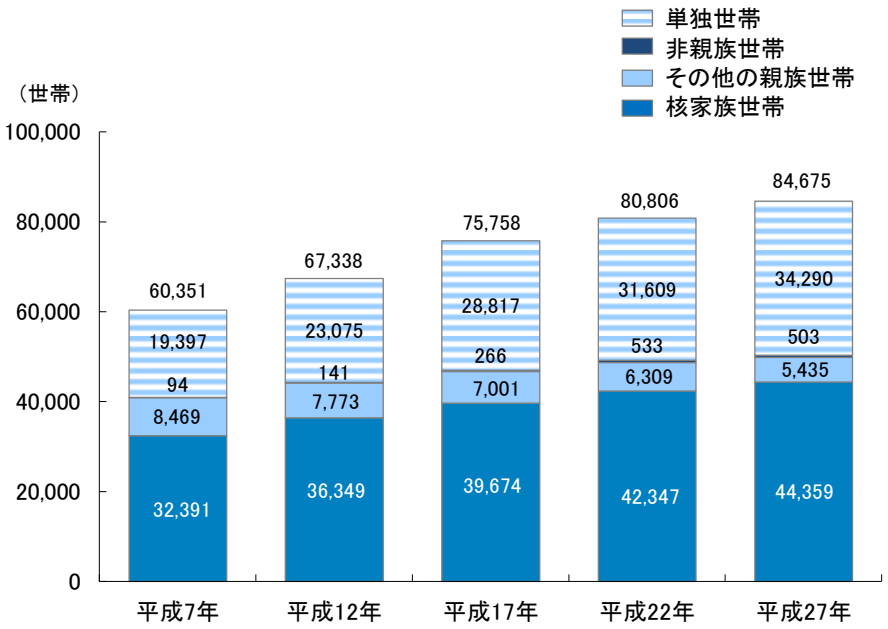

資料：国勢調査

注）一般世帯総数には、家族類型不詳を含む。

［親族世帯に占める核家族世帯・その他の親族世帯の割合（東広島市）］

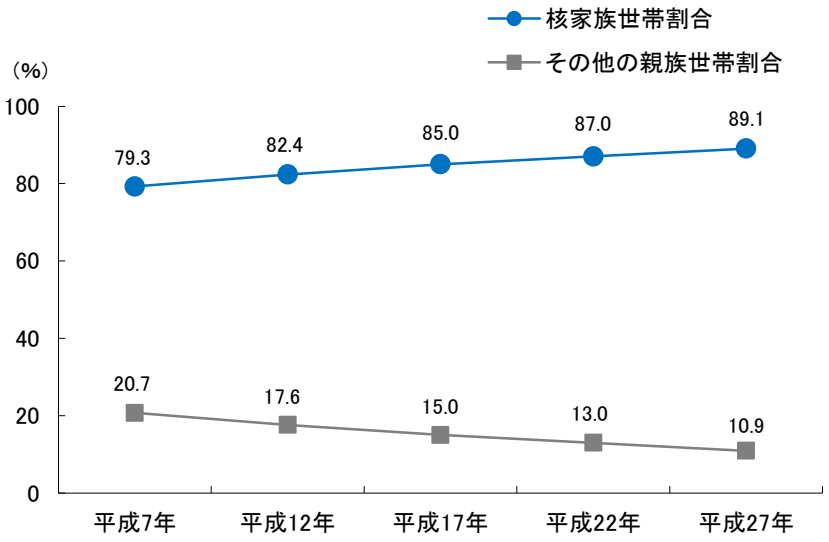

資料：国勢調査

（２）国の動向

ア 待機児童解消加速化プラン

都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童解消のための取組みをさらに加速化させるため、平成 25 年に「待機児童解消加速化プラン」が策定され、待機児童解消に取り組む地方自治体に対してその取組みを全面的支援することが示され、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度末までに 50 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととされました。

イ 少子化危機突破のための緊急対策

平成 25 年に「『少子化危機突破』のための提案」が取りまとめられ、「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」を「少子化危機突破のための緊急対策」の柱として打ち出し、これらを「３本の矢」として、結婚・妊娠・育児の切れ目のない支援の総合的な政策の充実・強化を目指すこととされました。

ウ 放課後子ども総合プラン

平成 26 年に「放課後子ども総合プラン」が策定され、令和元年度末までに、放課後児童クラブについて、約 30 万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的又は連携して実施することを目指すこととされました。

エ 地方創生

「『東京一極集中』の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」の３つの視点を基本とし、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、日本の人口・経済の長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、今後 5 年間の目標や基本的方向、具体的施策を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

オ 新たな少子化社会対策大綱

平成 27 年に新たな「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「子育て支援策の一層の充実」、「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」、「多子世帯への一層の配慮」、「男女の働き方改革」、「地域の実情に即した取組強化」の５つの重点課題が設けられました。

カ ニッポン一億総活躍プラン

平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、経済成長の隘路（あいろ）である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・特遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策が掲げられました。

キ　働き方改革実行計画

平成 29 年に「働き方改革実行計画」が策定され、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等を目指すこととされました。

ク　子育て安心プラン

平成 29 年に「子育て安心プラン」が公表され、令和 4 年度末までに女性就業率 80%にも対応できる 32 万人分の保育の受け皿を整備することとされました。また、「新しい経済政策パッケージ」では、32 万人分の保育の受け皿の整備を令和２年度末までに前倒しすることとされました。

ケ　人づくり革命

平成 30 年に「人づくり革命 基本構想」が策定され、内容が「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に盛り込まれました。幼児教育の無償化について、令和元年からの全面的な実施を目指すことや、その対象者・対象サービスの詳細等が示されました。

コ　新・放課後子ども総合プラン

平成 30 年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブについて、令和３年度までに約 25 万人分を整備し、令和５年度末までに約 30 万人分の受け皿を整備することとされました。

[国の少子化対策の経緯]

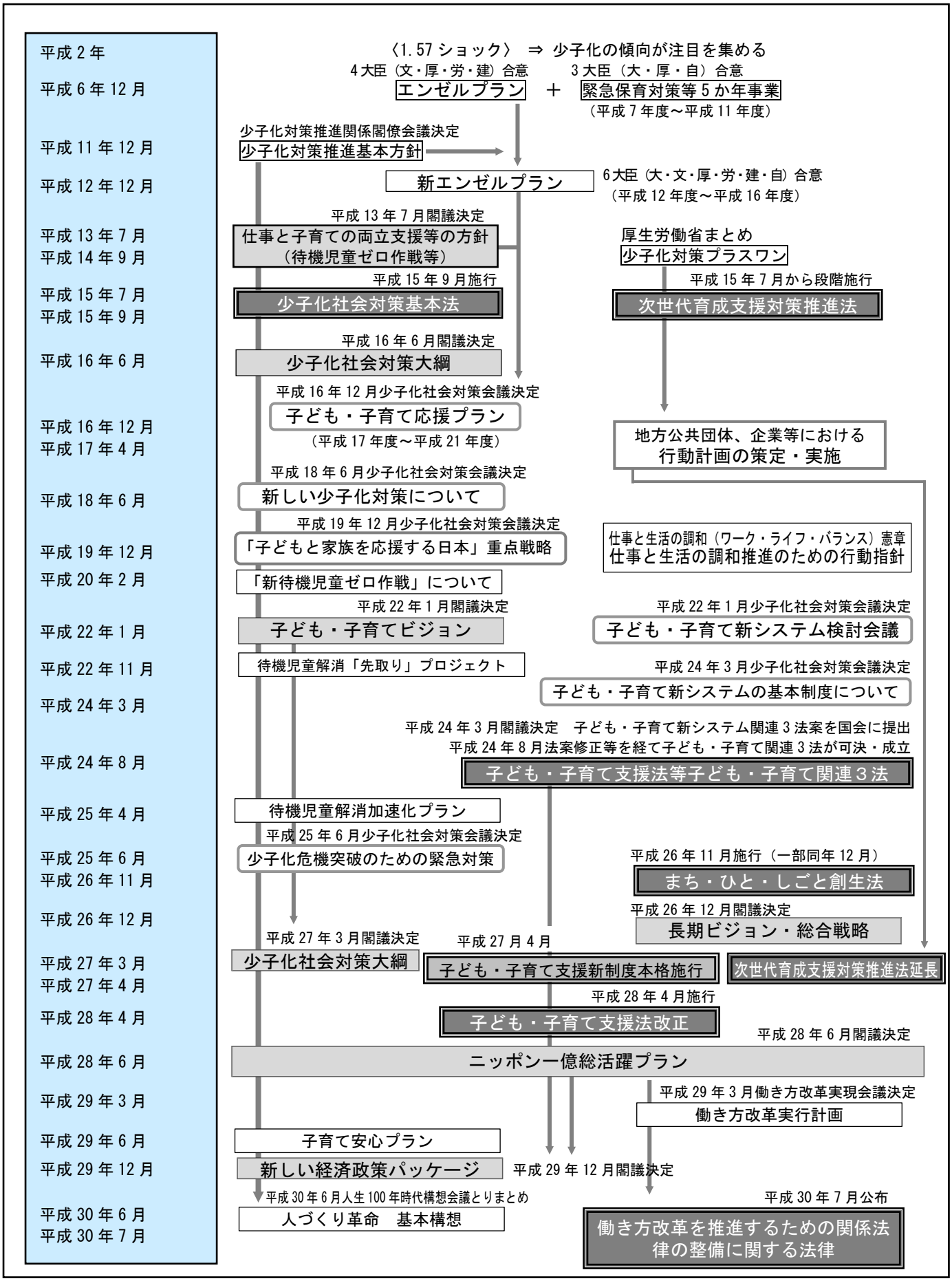
平成２年
〈1.57 ショック〉 ⇒ 少子化の傾向が注目を集める
平成６年 12 月
4 大臣（文・厚・労・建）合意
エンゼルプラン
＋
3 大臣（大・厚・自）合意
緊急保育対策等５か年事業
（平成７年度～平成 11 年度）
平成 11 年 12 月
少子化対策推進関係閣僚会議決定
少子化対策推進基本方針
平成 12 年 12 月
新エンゼルプラン
6 大臣（大・文・厚・労・建・自）合意
（平成 12 年度～平成 16 年度）
平成 13 年７月
平成 14 年９月
平成 13 年７月閣議決定
仕事と子育ての両立支援等の方針
（待機児童ゼロ作戦等）
厚生労働省まとめ
少子化対策プラスワン
平成 15 年７月
平成 15 年９月
平成 15 年９月施行
少子化社会対策基本法
平成 15 年７月から段階施行
次世代育成支援対策推進法
平成 16 年６月
平成 16 年６月閣議決定
少子化社会対策大綱
平成 16 年 12 月
平成 17 年４月
平成 16 年 12 月少子化社会対策会議決定
子ども・子育て応援プラン
（平成 17 年度～平成 21 年度）
地方公共団体、企業等における
行動計画の策定・実施
平成 18 年６月
平成 18 年６月少子化社会対策会議決定
新しい少子化対策について
平成 19 年 12 月
平成 19 年 12 月少子化社会対策会議決定
「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章
仕事と生活の調和推進のための行動指針
平成 20 年２月
「新待機児童ゼロ作戦」について
平成 22 年１月
平成 22 年１月閣議決定
子ども・子育てビジョン
平成 22 年１月少子化社会対策会議決定
子ども・子育て新システム検討会議
平成 22 年 11 月
待機児童解消「先取り」プロジェクト
平成 24 年３月
平成 24 年３月少子化社会対策会議決定
子ども・子育て新システムの基本制度について
平成 24 年８月
平成 24 年３月閣議決定　子ども・子育て新システム関連３法案を国会に提出
平成 24 年８月法案修正等を経て子ども・子育て関連３法が可決・成立
子ども・子育て支援法等子ども・子育て関連３法
平成 25 年４月
待機児童解消加速化プラン
平成 25 年６月
平成 26 年 11 月
平成 25 年６月少子化社会対策会議決定
少子化危機突破のための緊急対策
平成 26 年 11 月施行（一部同年 12 月）
まち・ひと・しごと創生法
平成 26 年 12 月
平成 26 年 12 月閣議決定
長期ビジョン・総合戦略
平成 27 年３月
平成 27 年４月
平成 27 年３月閣議決定
少子化社会対策大綱
平成 27 月４月
子ども・子育て支援新制度本格施行
次世代育成支援対策推進法延長
平成 28 年４月
平成 28 年４月施行
子ども・子育て支援法改正
平成 28 年６月
平成 28 年６月閣議決定
ニッポン一億総活躍プラン
平成 29 年３月
平成 29 年３月働き方改革実現会議決定
働き方改革実行計画
平成 29 年６月
平成 29 年 12 月
子育て安心プラン
新しい経済政策パッケージ
平成 29 年 12 月閣議決定
平成 30 年６月
平成 30 年７月
平成 30 年６月人生 100 年時代構想会議とりまとめ
人づくり革命　基本構想
平成 30 年７月公布
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

（３）県の動向

広島県においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年３月に前期計画として「未来に輝くこども夢プラン」が、また、平成 22 年３月に後期計画として「みんなで育てるこども夢プラン」が策定され、次世代育成支援のための施策が総合的かつ効果的に推進されてきました。

また、平成 27 年３月に子ども・子育て支援法に基づき、少子化対策としての結婚・妊娠・出産支援や仕事と子育ての両立支援、乳幼児期の保育・教育などの施策を切れ目なく総合的に推進するため、「ひろしまファミリー夢プラン（平成 27 年度～令和元年度）」が策定され、平成 30 年３月に一部見直されました。

≪県の新たな取組み≫

◇「遊び　学び　育つひろしまっ子！」推進プロジェクト

幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育や家庭における教育・保育の内容づくりや、幼保小の接続に係る研修会、家庭での具体的な取組みなど、子育てに役立つ情報の提供や子供への接し方等についての教材の開発及び学習機会の提供等を通し、全県的な乳幼児期の教育・保育の充実を図っています。

◇学びのセーフティネット構築

小学校低学年からの学習のつまづきの実態把握や学力に課題のある児童生徒への学力向上対策を強化するとともに、市町等にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の家庭状況等に応じて、福祉部門との連携を強化しています。また、大学等進学時の経済的負担軽減のため、市町村民税所得割額非課税世帯の生徒に対し、一定の基準に該当する場合、進学に必要な経費の一部を給付しています。

◇子供の未来応援

有識者等による検討会「子供の貧困総合支援施策検討委員会（仮称）」を設置し、子供の貧困対策における総合的な支援策をとりまとめています。また、県・市町・経済団体等、多様な主体により構成された会議「子供の未来応援推進会議（仮称）」を設置し、「オール広島県」で子どもの貧困連鎖防止対策を推進する体制を構築しています。

◇ひろしま版ネウボラの構築

妊娠期から子育て期に訪れる子育て・見守り拠点となる「ひろしま版ネウボラ」を身近な地域に設置し、専門職による個別・継続的な相談対応や、妊娠・出産から子育てまで切れ目ないサービスを全県で提供することを目指しています。

3　計画の位置付け

- 本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

【子ども･子育て支援法第 61 条第1項】
第 61 条　市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育･保育及び地域子ども･子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第８条第 1 項に基づく「東広島市次世代育成支援行動計画」を継承する計画です。

【次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項】
第8条　市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

- 本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条に基づく子どもの貧困対策計画として位置付ける計画です。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律　第 9 条第 2 項】
第9条
2　市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及対び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

- 本計画は、地域社会での協働のもと、母子保健、児童福祉、教育やその他子ども・子育て支援における環境整備などにかかわる施策を総合的に推進するものであり、「第五次東広島市総合計画」をはじめ、関連する個別計画と整合性を図ります。

［計画の位置付け･他の個別計画との関係］

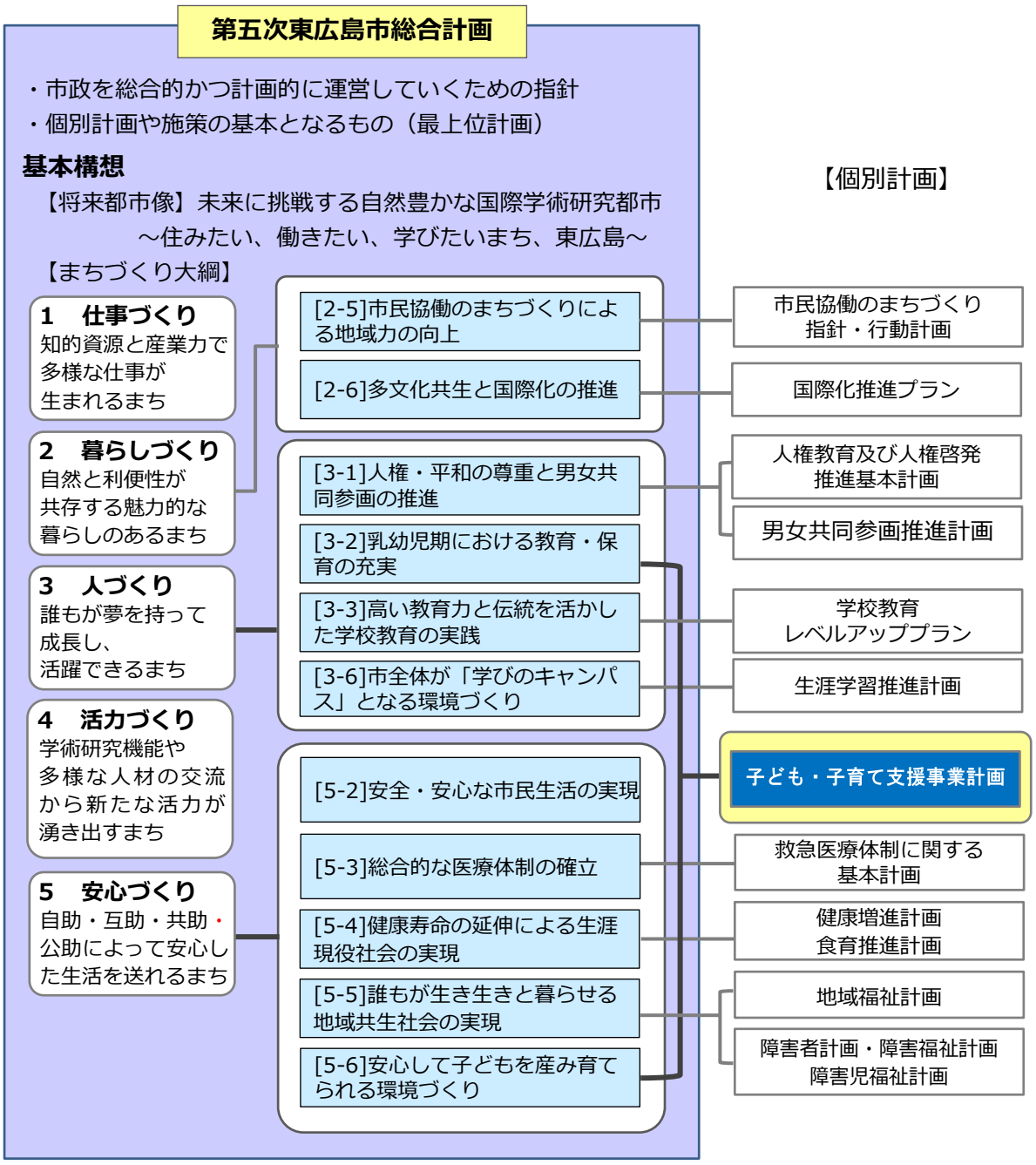

4　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間を第２期として推進します。また、中間年の令和４年度に見直しを行います。

なお、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境、本市の状況等の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

<table>
<tr><td>令和
2年度</td><td>令和
3年度</td><td>令和
4年度</td><td>令和
5年度</td><td>令和
6年度</td><td>令和
7年度</td><td>令和
8年度</td><td>令和
9年度</td><td>令和
10 年度</td><td>令和
11 年度</td><td>…</td></tr>
<tr><td colspan="5">第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>中間
見直し</td><td></td><td>見直し</td><td colspan="5">第3期</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>見直し</td><td>第4期</td></tr>
</table>

5　策定の方法

（１）策定体制

本計画の策定にあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と市民の声が十分に反映されることを目的として、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成される「東広島市子ども・子育て会議」において、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

（２）調査の実施

計画の策定にあたっては、就学前児童の保護者及び小学生の保護者の子育ての実態やニーズを把握するため、東広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。

［調査の実施結果］

	就学前児童	小学生
調査方法	郵送調査	
調査時期	平成 30 年 10 月 18 日～平成 30 年 11 月 5 日	
対象	就学前の児童がいる世帯	小学1～6年生までの 児童がいる世帯
対象者数	3,500 世帯	3,000 世帯
有効回収数（率）	2,064 票（59.0%）	1,756 票（58.5%）

第２章　第１期計画の評価

１　基本目標ごとの評価

（１）子どもと子育て家庭への支援

ア　結婚･妊娠･出産･育児の切れ目のない支援

【第１期計画の主な取組み】

- 「出産・育児サポートセンターすくすく」を開設し、東広島版ネウボラの構築を進めました。
- 母子保健コーディネーターを配置し、支援が必要な妊婦に対してサポートプランを作成し、出産に向けた環境整備や関係機関との連携を図ることにより、支援者と安心した関係を築き、産後の育児支援がスムーズに行えました。
- 産後ケア事業について日帰り型に宿泊型を加えて実施し、出産後間もない時期に24時間体制での支援を行い、母体の安静と育児手技の習得につながり育児不安の軽減を図りました。

［妊娠･出産･育児期の支援の実施状況］

区　分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出産・育児サポートセンターすくすく設置箇所数	箇所	－	1	1	6
母子保健コーディネーターによるサポートプラン作成件数	件	30	97	291	1,612
妊娠・出産包括支援事業延利用者数	人	－	－	2,779	3,450

資料：東広島市

【ニーズ調査結果】

- 「出産・育児サポートセンターすくすく」の認知度は低くなっていますが、利用している家庭では相談や情報入手についての評価が高くなっています。
- 子育ての悩みや気になることとして、「子どもの健康や発育・発達に関すること」は就学前児童、小学生ともに上位となっています。

【団体等アンケート･ヒアリング】

- 東広島市は市外から転入してきた母親が多く、出産後に支援をしてくれる人がいない人がいます。
- 子どもとの過ごし方がわからず、不安を抱えている母親がいます。
- 育児や幼児期の教育等、様々なことを学ぶ意欲がある母親がいます。
- 支援が必要であっても、子育て支援センターや子育てひろば、相談事業を利用できない母親がいます。

イ ひとり親家庭の自立支援の充実

【第１期計画の主な取組み】

- 就職や転職を希望する児童扶養手当を受給しているひとり親に対し、母子・父子自立支援プログラム策定員により個別の支援プログラムを作成することにより丁寧な支援を行い、申込者の半数以上が就職・転職することができました。

［ひとり親家庭への支援の状況］

区　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
自立支援プログラム策定件数	件	31	32	39	32

資料：東広島市

【子供の生活実態調査結果※1】

- ひとり親家庭の生活困窮層の割合は小学５年生で 23.9%、中学２年生で 34.1%となっています。

［生活困難層の分布］

区分			ふたり親の家庭		ひとり親の家庭	
			東広島市	広島県	東広島市	広島県
生活困難層※2	生活困窮層	小学5年生	8.9%	6.8%	23.9%	29.8%
		中学2年生	4.2%	6.7%	34.1%	28.9%
	周辺層	小学5年生	13.7%	14.8%	33.8%	30.0%
		中学2年生	19.2%	16.4%	27.3%	31.0%
非生活困難層		小学5年生	77.4%	78.4%	42.3%	40.3%
		中学2年生	76.6%	76.8%	38.6%	40.1%

※1　子供の生活実態調査結果：広島県が平成 29 年 7 月から 11 月に実施した調査を、東広島市が独自集計

※2　生活困難層：「低所得」「家計の逼迫」「子供の体験や所有物の欠如」の要素のうち、2つ以上の要素に該当する場合を「生活困窮層」、いずれか1つの要素に該当する場合を「周辺層」とする。（広島県の考え）

- 生活困難層では、中学生で授業が『わかる』（「いつもわかる」+「だいたいわかる」）と回答した割合が低くなっています。
- 生活困難層では、小・中学生共に「学校の授業以外に勉強する時間が１時間より少ない」、「学習塾に通ったり、家庭教師に来てもらったりしていない」と回答した割合が高くなっています。
- 生活困難層では、食料を買えなかった経験、医療機関の受診をさせなかった経験があると回答した割合が高くなっています。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- ひとり親家庭では、仕事と子育ての両立、支援してくれる人が身近にいないこと、経済的に厳しい状況、再婚等、多くの困難な状況を抱える人がいます。

ウ　障害のある子どもへの支援の充実

【第１期計画の主な取組み】

- 障害福祉サービスの給付を行うとともに、各種手当の給付、障害児の早期発見・早期療育、相談、ライフステージ移行支援、就労支援、社会参加の支援など、障害のある子どもが健やかに成長するための取組みの充実を図りました。
- 学校からの要望に応じて専門家による巡回相談を行い、発達障害のある幼児・児童生徒の理解と学習・生活面での指導、支援のあり方について、医療等の専門的見地から指導、助言を受け、学校等における特別支援教育の充実を図りました。

［障害のある子どもへの支援の状況］

区　分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
すてっぷ教室	箇所数	箇所	4	3	3	3
	利用延人数	人	12	9	9	9
発達障害相談件数		件	2,918	3,091	4,411	5,059
はあとふる相談件数		件	10,935	10,212	12,389	14,286
支援が必要な児童生徒への個別の指導計画の作成割合		%	92	92	97	99
障害福祉サービス提供件数		件	24,100	24,400	25,816	27,222
障害児通所支援実施状況		件	8,501	10,063	11,195	12,639

資料：東広島市

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 障害のある子どもを預けにくく、子育て中の母親が働きたくても働けないことがあります。
- 保護者自身が孤立しているケースがあります。

エ　子どもと女性の人権擁護

【第１期計画の主な取組み】

- 要保護児童対策地域協議会の会議の定期的な開催により、関係機関・団体のネットワークを強化しました。
- 児童虐待防止講座として、ペアレント・トレーニング、ＢＰプログラムを実施しました。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 子育ての負担が大きいことが、虐待のリスクにつながることがあります。

（２）地域の子育て支援力の強化

ア　地域における子育て支援の充実

【第１期計画の主な取組み】

- 地域における子育て支援の中核施設である「基幹型子育て支援センター」において、地域子育て支援センターなどの相談機関相互の連絡調整や子育て情報の一元的な提供、保育士の資質向上を目的とした各種研修事業の実施等に取り組みました。
- ファミリー・サポート・センターの利用会員への利用実態調査を実施し、依頼会員のセンターに対する要望や提供会員の現時点での活動の可否を聞き取り、センターの体制の充実を図りました。

【ニーズ調査結果】

- 子育て支援センターを利用していない理由として、「利用可能時間・日数などが合わない」、「いっしょに利用する仲間がいない」、「実施場所や利用方法がわからない」、「事業を知らない」という回答が挙がっています。
- 東広島市が子育てしやすいまちだと思わない家庭では、地域の人々や社会全体の支えを感じている割合が低くなっています。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 小さな子どもと関わることの少なかった世代が親となり、子育てを難しく感じる人が増えてきています。
- 子育てについて話せる相手がいない母親がいます。

イ　子育て支援のネットワークづくり

【第１期計画の主な取組み】

- 基幹型子育て支援センターにおいて、子育てサークルや子育てに関するボランティアなどの活動に関する情報を一元的に管理し、子育て家庭へ広く情報提供を行うとともに、地域子育て支援センターと連携を図り、子育てサークルの交流会を開催するなど活動の支援を行いました。
- 基幹型子育て支援センターにおいて、子育て支援者会議や地域機能強化型連絡会議を通じ、子育て情報の収集や意見交換、活動報告などを行い、子育て支援ネットワーク形成に向けて取り組みました。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- よく知った関係であれば、必要な支援につなぎやすい体制ができるため、身近な地域の中で子育て支援を行う機関や団体や地域住民が気軽に集まる機会があると良いと思います。

ウ　相談・情報提供体制の充実

【第１期計画の主な取組み】

- 基幹型子育て支援センターを軸とした地域子育て支援センターの機能強化、相談体制の充実を図るとともに、各地域において育児相談・育児教室などを実施し、子育て家庭の育児不安の解消、悩みや問題への対応を図りました。
- 既存の子育てガイドブックを見直し、「すくのび」へ誘導し活用してもらうためのWeb 連動冊子を作成するとともに、子育てガイドブックと一体化した冊子としました。

【ニーズ調査結果】

- 公的な相談窓口を利用しやすいと評価する割合は平成 25 年度よりも上昇しましたが３割に満たず、利用しにくい理由として「どこに相談したらよいかわからない」と回答した割合が高くなっています。
- 子育て支援サービスの認知度について、多くの事業やサービスが知られていない状況があり、特に、情報提供の手段である「すくのび」、「Kids☆めるまが」の認知度が低くなっています。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- どこに相談すればよいかわからず、家庭で抱えてしまっている親がいます。
- どのくらいのことであれば相談していいか、わからない親がいます。
- 外国籍の人等の日本語を話すことができない親は、話し合いが難しい状況があります。
- 外国籍の人等の日本語を話すことができない子どもと家庭が、生活や学校で困難な状況があります。

エ　子育てしやすい市民協働のまちづくり

【第１期計画の主な取組み】

- 「東広島学」や、「ひと・まち発見講座」を通して、学生を中心にボランティア等が地域の活動に関わる機会をつくりました。
- 「学生向け地域体験ツアー」や学生が地域で活動するためのノウハウ等を学ぶ「ひがしひろしま学生×地域塾」を実施する等、地域と学生を結ぶコーディネート機能の充実を図り、地域における多様な交流・連携活動を促進しました。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 母親の行うサークル活動に地域の多世代に関わってもらえると、地域で知っている人も増え、安心できます。
- 地域活動の協力者が減少しています。

（３）仕事と子育ての両立支援

ア　多様な教育・保育サービスの充実

【第１期計画の主な取組み】

- 私立保育所（園）の誘致や既存施設の増築、私立幼稚園に対する認定こども園への移行の働きかけ、地域型保育給付による保育所（園）の開設などにより、保育の定員の拡充を図りました。
- 病児・病後児保育について新たに１か所開設し、拡充を図りました。

［教育・保育の整備状況］

区　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認定こども園施設数	箇所	－	8	10	10	10
小規模保育事業施設数	箇所	1	1	1	1	1
2 号認定利用定員数	人	3, 059	3, 178	3, 186	3, 152	3, 472
3 号認定利用定員数	人	1, 552	1, 794	1, 799	1, 827	1, 949

資料：東広島市（各年度 4 月 1 日現在）

［待機児童の状況］

区　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
待機児童数	人	0	0	93	118	36

資料：東広島市（各年度 4 月 1 日現在）

【ニーズ調査結果】

- 就労している母親の割合は上昇しており、就労していない母親のうち就労したいと回答した割合も高くなっています。
- 今後の教育・保育の利用希望として、０歳では、低年齢のうちから利用意向がある家庭が多くあります。
- 幼児教育・保育の無償化が実施された場合、すべての子どもが対象となる 3～5 歳に着目すると、母親の「新たに就労したい」、「パートタイムからフルタイムに変わりたい」という意向が挙がっています。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 保育所（園）や認定こども園に入れないことを心配している家庭が多くあります。
- 待機児童が多いことから、希望よりも早く仕事に復帰する母親がいます。

イ　男女共同参画、ワーク･ライフ･バランス

【第１期計画の主な取組み】

- ワーク・ライフ・バランス講演会、ワーク・ライフ・バランス講座を実施し、企業でのワーク・ライフ・バランス促進の意識醸成を図りました。
- 市内中小企業等のワーク・ライフ・バランス等の充実度について聴き取り調査を行い、事例紹介リーフレットを作成し、配布しました。

【ニーズ調査結果】

- 育児休業を取得した（取得中である）母親の割合は３割台半ばであり、平成 25 年度の調査と比較して上昇しています。一方で、父親は 5.6%の取得率と、母親と比較して低い状況です。
- 育児休業の取得期間が希望よりも短い期間の割合が高く、希望通り取得ができなかった理由として、「職場の育児休業制度の期間が、希望よりも短いため」、「職場から、早く復帰を求められたため」と回答した割合が高くなっています。

ウ　働く女性の応援

【第１期計画の主な取組み】

- わーくわくママサポートコーナーと共催し、就職相談会と就職体験プログラムを実施し、再就職を希望する女性の支援を行いました。
- 「働く女性の相談室」を設置し、女性の就業、就職の継続、セクハラ、起業などに関する相談を行いました。

【ニーズ調査結果】

- 就労している母親の割合は上昇しており、就労していない母親のうち就労したいと回答した割合も高くなっています。

エ　若い世代の自立支援

【第１期計画の主な取組み】

- 中学生が、働くことの意義や社会人としての生き方を学ぶキャリア・スタート・ウィーク（５日間の職場体験学習）を実施しました。
- 大学生や高校生に対し、結婚・妊娠・出産・育児を含めたライフイベントを考える機会を設け、自立の意識醸成などを行いました。
- 新卒学生を対象とした就職ガイダンスを２回開催し、学生が市内企業に就職する機会の提供を行いました。

【団体等アンケート･ヒアリング】

- 若い世代の人たちが発信してくれることを、地域住民が協力したり、手助けをしたりできる環境をつくりたいと考えています。

（４）子どもの教育環境の整備

ア　保育・幼児教育の質の向上

【第１期計画の主な取組み】

- 保育士サポート研修等を実施し、保育士の資質向上を図りました。
- 就学時における保育所（園）・幼稚園と小学校との連携を推進するとともに、研究会や学校行事、地域の行事等において連携を積極的に行いました。
- 授業・保育研究の交流を推進し、幼児の学びと育ちを円滑に小学校へ接続させる教職員の指導の在り方についての連携を推進しました。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 就学前児童の発達や学びの連続性を考慮して事業を展開しています。

イ　教育力のさらなる向上

【第１期計画の主な取組み】

- 「夢・挑戦プラン～第四次学校教育レベルアッププラン～」に基づき、「『夢と志』をもち、グローバル社会を生きる子ども」をめざす子どもの姿とし、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成するための事業を推進してきました。
- 体力向上応援プロジェクトの一環として、体力向上推進リーダー研修を実施しました。
- 地域人材（マイタウンティーチャー・学生マイタウンティーチャー）を派遣し、各幼稚園・小中学校の特色ある教育活動を推進しました。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 外国につながる子どもたちが、どこに住んでいたとしても同じレベルの日本語教育や学習支援を受けられることが望ましいが、地域によっては十分な支援を受けることができない子どもがいます。

ウ　青少年の健全育成

【第１期計画の主な取組み】

- 放課後児童クラブ利用学年について、高学年までに拡大しました。
- 市内 23 か所で放課後子供教室を実施しました。
- 青少年を対象として、保育所（園）との連携のもと、事前学習・保育所（園）での保育体験・事後総括をセットにした、子育て体験学習を実施しました。
- 教職員や市民を対象とした青少年サポートセミナー（講演会）を開催しました。
- 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援、定期的な家庭訪問による親への進学の助言などを実施しました。

［放課後児童クラブの状況］

区分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
放課後児童クラブ	クラブ数	ｸﾗﾌﾞ	48	49	54	57	58
	児童数	人	1,794	1,969	2,204	2,408	2,637
民間施設整備数		ｸﾗﾌﾞ	2	2	3	5	5

資料：東広島市（各年度５月１日現在）

【ニーズ調査結果】

- 子どもが地域の人と交流したり、地域の資源を活かして様々な体験を行うことができたりする環境に満足している割合は就学前児童で約６割、小学生で約７割となっています。
- 参加したい場として、「子どもがスポーツや身体を動かすことができる場」、「山や海、川など、子どもが自然の中で様々な体験ができる場」が上位となっています。

エ　子どもの安全・安心の確保

【第１期計画の主な取組み】

- 教職員を対象として、インターネットやスマートフォンの危険性とその対策について研修会を実施しました。
- 児童生徒の適切なインターネット利用に係る啓発リーフレットを東広島市ＰＴＡ連合会と連名で作成し、市内小中学校の児童生徒及びその保護者に配付しました。

【団体等アンケート・ヒアリング】

- 子どもたちだけで安心して遊べる場所が減少しています。
- 車が多く、安心して道を歩けない場所や、人気（ひとけ）がなく危険な場所が多くあります。

2　子育て環境の総合的な評価

本市においては、第１期計画に基づき、幼児期の教育・保育の提供、待機児童の解消、地域の子育て支援の一層の充実などの取組みを総合的に推進してきました。

特に、認定こども園や保育所等の教育・保育事業、放課後児童クラブの拡充を図るとともに、「出産・育児サポートセンターすくすく」の開設等により東広島版ネウボラの構築を推進するなど、取組みの充実を図りました。

しかし、ニーズ調査の結果によると、「東広島市が子育てがしやすいまち」と評価する保護者の割合は、就学前児童では平成 25 年度の調査結果よりも低下しており、「子育てに関して不安や負担を感じる」保護者の割合も変わらない状況です。

特に、相談窓口の利用のしやすさに関する評価が低く、情報入手の状況や教育・保育事業、一時的な保育事業に関する評価においても評価する割合は４割台から５割台であり、高くない状況です。

［ニーズ調査評価項目結果］

区　分		平成 20 年度結果	平成 25 年度結果	平成 30 年度結果
東広島市が子育てがしやすいまちだと感じる保護者の割合	就学前児童	64.8%	73. 3%	64.2%
	小学生	65.3%	68.2%	67.4%
子育てが楽しいと感じる保護者の割合	就学前児童	89.5%	87.9%	88.8%
	小学生	87.8%	86.7%	87.0%
子育てに関して不安や負担を感じる保護者の割合	就学前児童	42.1%	44.3%	46.9%
	小学生	47.3%	47.8%	45.7%
子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じる保護者の割合	就学前児童	53.6%	53.7%	48.9%
	小学生	65.4%	63.1%	58.1%
子育てについて気軽に相談できる人・場所がいない（ない）保護者の割合	就学前児童	1.1%	5.4%	5.5%
	小学生	2.7%	9.0%	8.0%
市などの公的な相談窓口を利用しやすいと思う保護者の割合	就学前児童	20.1%	14.7%	29.5%
	小学生	14.7%	11.1%	23.6%
子育て支援に関する情報を十分に入手できていると思う保護者の割合	就学前児童	―	52.6%	55.9%
	小学生	―	51.5%	50.7%
子どもの健康づくりの支援に満足している保護者の割合	就学前児童	72.8%	―	65.3%
	小学生	61.3%	―	64.0%
産前・産後の母親の健康づくりに満足している保護者の割合	就学前児童	―	―	60.1%
子育てと仕事を両立するための教育・保育事業に満足している保護者の割合	就学前児童	―	―	54.8%
緊急時や保護者の用事の際などの一時的な保育を行う事業に満足している保護者の割合	就学前児童	―	―	42.2%
子どもが地域の人々と交流したり、地域の資源を活かして様々な体験を行ったりすることができる環境に満足している保護者の割合	就学前児童	―	―	58.4%
	小学生	―	―	70.6%

資料：ニーズ調査

3　第２期計画に向けた課題

（１）安心して子どもを産み育てられる支援の充実

- 身近な人からの情報や支援が得られにくく、妊娠・出産・子育て期に不安や負担を感じる保護者がいます。
- 子どもの健康や発育・発達について悩んでいる保護者が多くいます。
- 不安や悩みがあっても、相談する相手がいない保護者がいます。
- 保護者が育児の方法や子どもとの過ごし方がわからなかったり、その重要性を理解していなかったりする状況があります。

子育てに不安や悩みを持つ保護者に、切れ目のない支援を行う必要があります。

（２）社会的な支援が必要な子どもへの支援

- 生活困窮層の割合が、ふたり親の家庭よりも、ひとり親の家庭の方が高くなっています。
- 発達障害等の特別な支援が必要な子どもの増加に伴い、支援に関わる事業所や支援員が不足している状況があります。
- 児童虐待相談件数が増加しています。
- 外国籍等の外国につながる子どもが増加しており、生活や学校で困難な状況があります。

社会的な支援を必要とする子どもたちに対する支援体制の充実を図る必要があります。

（３）仕事と子育てを両立するための支援の充実

- 就学前の教育・保育や放課後児童クラブについて、待機児童が発生しています。
- 育児休業を希望する期間取得できない状況や子どもの看護のために休みにくい状況、父親が育児に十分に関われない状況など、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組みが十分に進んでいない状況があります。

仕事をしながら安心して出産・育児ができる環境を整備する必要があります。

（４）地域の子育て支援力の強化

- 転入等により、地域とのつながりが薄い子育て家庭があります。
- 困難な状況等にある子どもや母親を相談や支援に確実につなぐため、子育て支援を担う住民、団体、機関、行政等の身近な地域単位での連携が重要です。
- 子育てを地域で支える活動への理解や参加の促進が必要です。

地域の身近な場所で子育ての相談や見守りを行う人材を育成する必要があります。

（５）次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進

- 「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定を踏まえた保育・教育の質の向上が求められています。
- 地域で、自然体験ができる場等の子どもが学ぶ場の充実が求められています。
- 保護者が育児の方法や子どもとの過ごし方がわからなかったり、その重要性を理解していなかったりする状況があります。

次代を担う子どもたちを健やかに育てる教育・保育環境を整備する必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

つながる　つなげる　育ちあいのまちづくり

～すべての親子に子育て支援を　すべての市民が子育て支援者に
そして元気なまちづくり～

東広島市では、「支え手」、「受け手」という垣根を越えてみんなで支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。

本計画に定める子育て支援の取組みを推進するためにも、家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が子育ての意義について理解を深め、それぞれの立場で子育て支援に参画する、地域共生の考え方が不可欠です。

子ども、保護者、支援者が「つながる　つなげる」支え合いの中で、子ども、親、地域がともに「育つ」ことの重要性から、本計画の基本理念を第一期計画から継承し「つながる　つなげる　育ちあいのまちづくり」とします。

［計画のイメージ］

つながる　つなげる　育ちあいのまちづくり

すべての親子に子育て支援を　すべての市民が子育て支援者に
そして元気なまちづくり

子ども

子どもの視点
・健やかに成長します
・家庭や地域でいろいろなことを学びます
・自立できる子どもに育ちます

家庭・親の視点
・子どもの養育・教育を行います
・子どもが最も安らげる場です
・家族が尊重しあい、みんなで協力します
・子育てに喜びを感じ、子どもとともに成長します

家庭・親

地域の視点
・結婚や子どもを産み育てたいという希望が持てる環境をつくります
・子どもと親が心身ともに健康に生活できるように支援します
・地域全体で子どもと親の成長を見守り、支援します
・子育てと仕事の両立ができる環境をつくります
・子どもの社会性の向上や自立を支える教育環境をつくります
・子どもが安全に生活できる環境をつくります

安心して子どもを産み育てられる支援の充実

社会的な支援が必要な子どもへの支援の充実

仕事と子育てを両立するための支援の充実

地域の子育て支援力の強化

次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進

地域

2　計画の基本目標

基本目標１　安心して子どもを産み育てられる支援の充実

目指す姿

✧　子どもが健やかに成長しています。

✧　子育てをする親の不安や負担が軽減され、安心して子どもを産み育てることができています。

子どもと母親の健康づくりの支援、子育てに関する情報提供・相談体制の充実など、すべての子どもと親への妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行う、東広島版ネウボラを構築します。

また、子どもが安心して健やかに成長できるよう、子どもに関する医療体制の充実を図ります。

さらに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

基本施策

(1) 東広島版ネウボラの充実　重点

(2) 子どもに関する医療体制の充実

(3) 子育て世帯の経済的負担の軽減

基本目標２　社会的な支援が必要な子どもへの支援の充実

目指す姿

✧　社会的な支援が必要な子どもと家庭が、必要な支援につながり、安心して生活を送ることができています。

障害、疾病、虐待、貧困、外国籍等の外国につながる家庭の状況等により、支援の必要性が高い子どもとその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭が安心して生活を送るための支援の充実を図ります。

基本施策

(1) 児童虐待の予防と早期対応　重点

(2) 障害のある子どもと家庭への支援の充実

(3) 貧困等、困難な状況にある子どもと家庭への支援の充実

(4) 外国につながる子どもと家庭への支援の充実

基本目標３　仕事と子育てを両立するための支援の充実

目指す姿

✧　子育てをする母親、父親が、仕事と子育てを両立することができています。

高まる保育へのニーズや多様な働き方に対応した教育・保育、放課後児童クラブ等の事業の充実を図ります。

また、働き方の見直しや子育てを支援する職場環境の促進など、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

基本施策

(1) 待機児童の解消　重点

(2) 多様な保育事業の充実

(3) 働く女性の応援

基本目標４　地域の子育て支援力の強化

目指す姿

✧　地域の関係団体・機関等が連携を図り、子どもの成長や子育てを見守り、支える体制ができています。

✧　子どもと子育て家庭が、安心して生活できる環境が整備されています。

保護者が子育てについての第一義的な責任を持つという基本認識のもとに、地域共生社会の理念を踏まえ、地域、学校、関係機関・団体、企業等の地域社会全体が子どもの成長や子育てを見守り、支える体制づくりを推進します。

また、子どもと子育て家庭が、安全・安心に過ごせるよう、事故や犯罪等から子どもを守る環境、子育てに配慮された環境づくりを推進します。

基本施策

(1) 地域における子育て支援の充実

(2) 子育て支援のネットワークの構築

(3) 子どもの安全・安心の確保

基本目標５　次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進

目指す姿

✧　すべての子どもが質の高い教育を受け、東広島市の未来をつくり、担っていくことのできる人材に成長しています。

乳幼児期の教育について、その重要性や特性を踏まえ、教育・保育の質の向上を図るとともに、幼稚園、保育所（園）、小学校の連携強化、就学前の家庭教育の支援の充実を図ります。

また、子育てをする親が、子育てを経験することを通じて、大きな喜びや生きがいを感じながら親として成長していくことができるよう、地域が一体となった支援の充実を図ります。

基本施策

(1) 乳幼児期における教育・保育の質の向上　重点

(2) 親の子育て力の向上

3　計画の体系

基本目標	基本施策
基本目標 1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実	**(1) 東広島版ネウボラの充実** 重点 (2) 子どもに関する医療体制の充実 (3) 子育て世帯の経済的負担の軽減
基本目標 2 社会的な支援が必要な子どもへの支援の充実	**(1) 児童虐待の予防と早期対応** 重点 (2) 障害のある子どもと家庭への支援の充実 (3) 貧困等、困難な状況にある子どもと家庭への支援の充実 (4) 外国につながる子どもと家庭への支援の充実
基本目標 3 仕事と子育てを両立するための支援の充実	**(1) 待機児童の解消** 重点 (2) 多様な保育事業の充実 (3) 働く女性の応援
基本目標 4 地域の子育て支援力の強化	(1) 地域における子育て支援の充実 (2) 子育て支援のネットワークの構築 (3) 子どもの安全・安心の確保
基本目標 5 次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進	**(1) 乳幼児期における教育・保育の質の向上** 重点 (2) 親の子育て力の向上

第４章　基本施策と取組み

基本目標１　安心して子どもを産み育てられる支援の充実

基本施策１　東広島版ネウボラの充実　重点

施策の目指す姿

全ての妊産婦、乳幼児やその家族が必要な支援を受けながら、安心して妊娠、出産、育児ができている。

妊娠から出産子育ての時期において、切れ目なく、ワンストップで対応する“東広島版ネウボラ”の充実を図ります。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
1	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	● 産科医協力の下、中高等教育において、妊娠、出産、子育てに関する思春期健康教育を実施します。また、若い世代が乳幼児と触れ合う機会を設け、将来の子育て家庭の養育力の向上を図ります。 ● 不妊・不育症に悩む夫婦を支援するため、一般不妊治療費と不育症の治療費を助成します。 ● 生後４か月までの乳児家庭に対して、全戸訪問を行い、疾病の早期発見と、育児不安に対するきめ細かい育児支援を図ります。 ● 産後、心身ともに不安定になりやすい母親をサポートし、日帰り型、宿泊型及び訪問型産後ケアを行います。 ● 生後８か月前後の子どもの発達の確認と、保護者の育児不安の解消を目的に、すくすく赤ちゃん相談会を実施します。 ● 乳幼児健診の未受診家庭や乳幼児と保護者の心身の健康に関して支援が必要な家庭を訪問し、支援を行います。 ● マタニティ教室、パパママ教室、育児相談・育児教室などを開催し、育児不安の軽減を図ります。	こども家庭課	拡充
2	ＩＴやＡＩを活用した相談支援	● 生活スタイルやライフサイクルなど個々のニーズに応じて、ＩＴやＡＩも活用した相談支援を行います。	こども家庭課	新規

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
3	母子保健情報の一元管理	● 母子保健情報及び医療情報の一元管理により、母子の健康状態を把握します。	こども家庭課	新規
4	子育て支援拠点の整備	● 母子保健機能を兼ね備えた子育て世代が集いやすい拠点を確保します。	こども家庭課	新規
5	子育て情報提供体制の強化	● 子育て支援情報を一元的に管理するサイトを整理し、必要な人に、必要な時に、必要な情報を届けます。	こども家庭課	拡充

基本施策２　子どもに関する医療体制の充実

施策の目指す姿

妊産婦や子どもが、必要な医療を受けることができている。

産科、周産期医療、小児医療の充実を図るため、医師が就業・定着しやすい環境づくりを支援するとともに、子どもが安心して医療を受けることができる体制を整備します。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
６	子どもに関する医療体制の充実	● 産科・周産期医療、小児医療の充実を図るため、産婦人科・小児科等の医師が診察しやすい環境整備を支援します。 ● 休日夜間の初期救急患者等のために、医師会と連携し、救急医療体制の充実を図ります。	健康増進課	拡充
７	適正な医療機関の受診についての啓発	● 適正な医療機関の受診について、乳幼児を持つ保護者への啓発を行います。	健康増進課	拡充

基本施策３　子育て世帯の経済的負担の軽減

施策の目指す姿

子育て家庭の経済的負担が軽減されている。

子育てにかかる費用の負担を軽減するため、各種手当の支給や医療費等の助成を行います。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
８	乳幼児医療費、児童手当の支給	● 乳幼児等医療費公費負担、児童手当の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	こども家庭課	継続
９	妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用助成	● すべての妊婦及び乳幼児が、必要な健診を受けることができるよう、妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用を助成します。	こども家庭課	継続

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
10	ごみ指定袋の交付	● ２歳未満の乳幼児に対して、紙おむつの排出に使用する指定袋の一部を現物給付します。	廃棄物対策課	継続

基本目標２　社会的な支援が必要な子どもへの支援の充実

基本施策１　児童虐待の予防と早期対応　重点

施策の目指す姿

すべての子どもの人権が尊重されている。

児童虐待の防止、早期発見・対応、保護・自立支援に至るまで、関係機関等と連携を強化し、切れ目のない総合的な支援を行います。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
11	児童虐待の予防	● ペアレント・トレーニングを実施し、子育てに悩みを持つ親を対象として、養育能力の向上、孤立感の軽減、自尊感情の回復等を図ります。 ● 親子の絆づくりプログラム（BP プログラム）を実施し、第１子（０歳児）を育てている母親を対象として、親子の絆づくり、母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的とした場を提供します。 ● 市独自のプログラムである「にこにこプログラム（第２子を持つ親子を対象とした子育て支援プログラム）」を地域子育て支援センターや地域すくすくサポートで実施します。	こども家庭課	拡充

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
12	児童虐待の防止・早期発見	● 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を運営し、医療・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。 ● 家庭児童相談室及び出産・育児サポートセンターすくすくと一体化を図る「子ども家庭総合支援拠点」の体制を充実し、専門的な相談対応や訪問による継続的な支援を強化します。 ● 養育支援が必要な家庭に対して、保健師等専門職による指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。 ● 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受け入れ施設との連携を進めるとともに、里親制度等を活用した新たな受け入れ態勢の整備を行います。 ● 児童虐待防止推進月間の啓発活動、児童虐待防止講座等により、児童虐待の防止に資する取組みを積極的に行います。	こども家庭課	拡充
13	DV 被害者の支援	● DV（配偶者等からの暴力）被害者を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるための支援をします。	こども家庭課	継続
14	人権教育・啓発の推進	● 児童虐待やいじめ等、子どもの人権に関する問題の解決に向けて、学校における人権教育を推進します。	指導課	継続
15	子育て相談体制の強化	● 家庭児童相談室において、子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やＤＶ（配偶者等からの暴力）への対応を行います。 ● 家庭児童相談及び DV 対応を担当する職員等が専門的知識及び技術の向上を図るため研修を受講し、専門的見地から対応できる人材の確保を図ります。	こども家庭課	継続

基本施策２　障害のある子どもと家庭への支援の充実

施策の目指す姿

障害のある子どもとその家族が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができている。

障害のある子どもの健やかな発達を支援し、住み慣れた地域で安心して生活し、学ぶことができるよう、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画と整合性を図りながら、ライフステージを一貫して支援する総合的な取組みの充実を図ります。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
16	発達障害のある子どもや親への支援	● 子育て・障害総合支援センター（はあとふる）の体制を充実させ、発達障害のある子どもの幼少期から成人期のライフステージにおいて、幼稚園、保育所（園）、学校等が主体的かつ効果的な支援に取り組めるようバックアップを行います。 ● 地域イベントでポスター掲示等により、発達障害への理解について啓発活動を行います。 ● 子どもが発達障害の診断を受けて間もない親等に対し、共感的なサポートを行うペアレントメンター事業を推進します。	障害福祉課 こども家庭課 指導課	拡充
17	発達障害等、障害のある子どもへの支援	● 特別な支援が必要な子どもについて、保育所（園）、幼稚園、放課後児童クラブでの受け入れ体制を整え、一人ひとりに必要な手立てを行った上で、健全な心身の発達を促します。 ● 医療的ケアが必要な子どもについても、個々の障害に応じた総合的な支援体制の充実を目指します。	障害福祉課 保育課 指導課	継続
18	障害のある子どもに対する相談体制の充実	● 自立支援協議会へ参加する事業所を増やし、ケアマネジメントの質の向上や連携強化のための研修会を通し、相談支援専門員の底上げを促進します。	障害福祉課	拡充
19	障害のある子どもの経済的負担の軽減	● 各種手当の給付、福祉助成券の交付、重度心身障害者医療費助成、特別支援教育就学奨励費支給等により、障害のある子どもやその家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	障害福祉課 学事課	継続

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
20	障害のある子どもに対する福祉サービスの実施	● 居宅サービスでの生活をサポートする、障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等）を実施します。 ● 補装用具の支給、日常生活用具の給付や介護者への慰労金の支給など、障害がある子どもの在宅生活を支援します。 ● 障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を実施します。	障害福祉課	継続
21	発達障害等、障害のある子どもへの就学支援	● 発達障害のある子ども等が、ライフステージ移行後も安心や信頼感を継続できるよう、就学時の幼保小連携及び教育相談等を行います。	保育課 指導課 障害福祉課	継続

基本施策３　貧困等、困難な状況にある子どもと家庭への支援の充実

施策の目指す姿

すべての子どもが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができている。

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできるよう、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援を総合的に推進します。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
22	ひとり親家庭の自立支援の充実	● 就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成を行うことにより、ひとり親家庭の自立（就労）を支援し、制度の周知を図ります。	こども家庭課	継続
		● 住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅の入居者抽選において倍率を優遇します。	住宅課	継続
23	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	● ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	こども家庭課	継続
24	子育て相談体制の強化	● 児童青少年総合相談室において学校生活や子育てに関する保護者の相談業務を行います。	青少年育成課	継続
		● 小中学校においては、心のサポーターによる相談業務を行います。		
25	生活困窮家庭の子どもに対する支援	● 生活困窮者自立支援法に基づき、家庭支援員を配置し、生活保護世帯等の子どもに対する学習支援、定期的な家庭訪問による親への進学の助言などを実施します。	社会福祉課	拡充
		● 生活保護世帯等の小中学生を対象に週１回、市内の公共施設等で大学生や教員ＯＢ等のボランティアスタッフによる集合型の学習支援を実施します。		
		● 生活困窮の状態にある子どもと家庭に対して、最低限度の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行います。		
		● 就学援助制度により、生活困窮と認められる家庭の経済的負担の軽減を図り、就学機会の確保のための支援を行います。	学事課	継続

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
26	関係機関の連携の強化	● 貧困等、困難な状況にある子どもについて、必要な支援が受けられるよう、幼稚園、保育所及び学校等と支援機関が連携できる体制を充実します。	社会福祉課 保育課 青少年育成課	拡充

基本施策４　外国につながる子どもと家庭への支援の充実

施策の目指す姿

外国につながる子どもが、幼児期の教育・保育、学校教育を受けることができている。

海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子ども等、外国につながる子どもが言語や文化等の違いによらず円滑に教育・保育や子育て支援を利用することができるよう、また、学校教育を受けることができるよう支援を行います。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
27	外国につながる子どもへの支援の充実	● 学校と連携を図り、外国につながる児童・生徒に対し、学校外での日本語学習・教科学習支援を行うとともに、学校外での居場所づくりを推進します。	政策推進監	継続
		● 生活上の困りごとについて、多言語による生活相談を行います。		
		● 外国につながる子どもの個別対応のため、大学生や留学生とも連携・協力し、人材を確保するとともに、子どもや保護者への接し方について、保育士及び放課後児童支援員への研修を実施します。	政策推進監 こども家庭課 保育課	拡充
		● 教育・保育や子育て支援を円滑に利用することができるよう、通訳者、情報端末等を活用した翻訳機能を強化します。		
		● 「東広島市立小・中学校ガイドブック」を作成し、本市の小中学校に転入学する児童生徒及び未就学児の保護者へ配布することで、日本の教育制度等への理解を促し、外国につながる子どもが学校教育を受けることができるよう支援します。	保育課 学事課 指導課	継続
		● 外国につながる子どもの実態を把握するとともに、関係機関と連携し、学校等へ通訳を派遣することで、特に就学時や進学時における保護者とのコミュニケーションを支援します。	政策推進監 保育課 指導課	継続

基本目標３　仕事と子育てを両立するための支援の充実

基本施策１　待機児童の解消　重点

施策の目指す姿

教育・保育、放課後児童クラブを必要とする家庭が、必要な時期に利用することができている。

本計画及び保育所適正配置基本構想に基づき、高まる保育ニーズを踏まえ、保育所（園）、幼稚園、認定こども園による教育・保育の充実を図り、待機児童の解消を図ります。

また、放課後子供教室や地域の活動と連携を図る等、放課後児童クラブの充実を図ります。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
28	施設型給付等による保育所（園）、幼稚園、認定こども園の充実	● 施設型給付により、保育所（園）、幼稚園、認定こども園を充実させ、市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応できる体制を構築します。 ● 幼保連携型認定こども園の普及を図ります。 ● 地域型保育給付により、必要に応じて、小規模保育等の保育サービスを提供し、低年齢児の定員確保に努めます。	保育課	継続
29	教育・保育環境の充実	● 教育・保育施設を計画的に整備し、地域の特性に応じた教育・保育サービスを提供します。	保育課	新規
30	保育人材の確保	● 保育補助者等の活用や処遇改善等により、保育士等の労働環境を改善し、保育人材の確保を図ります。 ● ＩＣＴの活用による保育士の負担軽減を図ります。	保育課	拡充
31	放課後の子どもの居場所づくり	● 共働き家庭等の児童が、放課後、安全に健やかに過ごせるよう、放課後児童クラブを実施します。また、学校の空き教室等を活用し、施設整備を計画的に進め、対象児童の拡大等の新たな取組みを推進します。 ● 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進します。	保育課 青少年育成課	拡充

基本施策２　多様な保育事業の充実

施策の目指す姿

家庭の状況や多様な働き方に合わせて、多様な保育を利用することができている。

子どもを見てくれる人が身近にいない家庭等の状況や、保護者の多様な働き方に対応した保育事業の充実を図ります。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
32	利用者支援事業の実施	● 子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、放課後児童クラブ等）の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、地域子育て支援センターや地域すくすくサポート等で支援を行います。	こども家庭課 保育課	継続
33	地域の子ども・子育て支援の充実	● 延長保育、一時保育、病児・病後児保育について、量の見込みに応じて実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更なる保育サービスの充実を図ります。	保育課	継続
34	民間の預かりサービスとの連携	● 多様化する保育ニーズに対応するため、民間で実施している預かりサービスと連携する体制を構築します。	こども家庭課	新規

基本施策３　働く女性の応援

施策の目指す姿

子育てをする母親、父親が仕事と子育ての両立ができている。

女性が結婚や出産、育児を理由に離職することなく、継続して就労することができるよう、企業側のワーク・ライフ・バランスの積極的な取組みや職場意識の改革等への働きかけを行うとともに、働く女性を応援します。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
35	男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	● 働く人が仕事と家庭を両立できるよう、企業などを対象とし、長時間労働の削減等の職場環境づくりに向けた意識啓発を行います。	産業振興課 人権男女共同参画課	継続
		● 男性の家事・育児等に関する理解を深め、参画を促進するため、広く情報提供や講座等を実施します。	人権男女共同参画課	新規
36	働く女性の応援	● より多くの企業が「働く側の個々の事情（育児・介護など）に応じた多様で柔軟な働き方」を導入できるよう、国等の支援制度の周知を行います。	人権男女共同参画課 産業振興課	拡充
		● ハローワーク等と連携し、女性向けの就職相談会を開催し、同時に子どもの保育サービスに関する相談も実施します。	保育課 産業振興課	拡充
		● 地域すくすくサポート等の身近な場所で就業に関する出張相談会を実施します。	こども家庭課 産業振興課	新規

基本目標４　地域の子育て支援力の強化

基本施策１　地域における子育て支援の充実

施策の目指す姿

子どもと子育て家庭が、地域とつながり合い、必要な支援を受けながら、安心して子育てができている。

地域の子育て機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
37	地域すくすくサポートでの子育て支援の充実	● 子育てに関する相談や情報交換し、気軽に集える場所として日常生活圏域に設置した地域すくすくサポートにおいて、地域人材による子育て支援や、妊娠期からのサービスを充実します。	こども家庭課	拡充
38	地域子育て支援センターの充実	● 多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、地域の子育て関連情報を提供するとともに、保護者同士のつながりづくりや関係機関との連携を強化します。 ● 子育て負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、主に未就園児とその親が気軽に集い、同年代又は多世代間の交流を図る場を提供します。	保育課	継続
39	児童館の利用促進	● 子どもの心身の健康を増進し、情操の豊かな人間形成を図るため、地域と連携し、０歳から 18 歳未満の子どもに健全な遊びを提供します。 ● 児童館の活動やイベント等について、広報紙やホームページ等を活用して広く周知し、児童館の利用促進を図ります。	保育課	継続
40	保育所（園）における子育て支援の推進	● 園庭開放を充実し、地域との交流を推進します。 ● 各保育所（園）に配置している「保育コーディネーター」を中心に、支援が必要な子どもや家庭の相談に応じ、情報提供や関係機関と連携した支援を行います。 ● 出前講座制度等を活用し、地域における子育て支援を推進します。	保育課	継続

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
41	ファミリー・サポート・センターの利用促進	● 子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、子どもの送迎（保育所（園）、幼稚園、小学校等）、子どもの預かり等、子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。 ● 地域すくすくサポートとの連携体制を構築し、各地域拠点において情報提供や会員登録の案内、マッチングができる体制を整備します。	こども家庭課	継続
42	若い世代のボランティア活動の活性化	● 保育所等で若い世代のボランティアを積極的に受け入れる体制を作り、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。	保育課	継続
43	市民協働のまちづくりの推進	● 住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティや NPO 等の各種団体など、多様な主体が協力・連携してまちづくりに取り組む、市民協働のまちづくりを推進します。	地域づくり推進課	継続
44	子どもの健康・体力つくり	● 子どもの健康・体力つくりのきっかけをつくるため、地域の指導者とともに行事を開催します。	スポーツ振興課	継続
45	地域の活力を活かした子どもの居場所づくり	● 学校や地域ボランティアの協力を得て、放課後子供教室を実施し、スポーツ・文化活動・体験活動や交流活動等を行います。	青少年育成課	継続

基本施策２　子育て支援のネットワークの構築

施策の目指す姿

地域の子育て支援者・団体と地域の子育て支援機関等が連携し、地域の実情に応じた子育て支援ができている。

地域の関係機関や各種活動団体が子育ての情報を共有しながら、効率的・効果的な活動ができるよう、関係機関のネットワーク化を更に促進します。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
46	地域での妊娠・出産・育児に対する意識の醸成	● 身近な地域の中で相談できたり、互いに助け合えたりできるような子育て環境を創出するために、地域での妊娠・出産・育児に対するポジティブな意識を醸成します。	こども家庭課	継続
47	基幹型子育て支援センターの機能強化	● 地域における子育て支援の中核施設として、「基幹型子育て支援センター」を運営し、相談業務のほか、相談機関相互の連絡調整を行います。また、子育てイベント等の情報をＳＮＳを活用して発信します。 ● 子育てサポーターを育成し、地域の子育てに関する相談・支援を行います。	こども家庭課	拡充
48	子育て支援者のネットワークづくり	● 基幹型子育て支援センターが主催する各種会議の開催等により、子育て支援関係機関の連携強化を図るとともに、子育て支援者を対象とした研修を実施し、保育士等の資質向上に取り組みます。	こども家庭課	拡充
49	子育て当事者のネットワークづくり	● 地域子育て支援センターなど、子育てに対する負担感の緩和や仲間づくりに取り組む場を活用して、子育てサークル・子育てサロンを支援するとともに、関連情報を収集・提供し、ネットワーク化を図ります。	こども家庭課	継続

基本施策３　子どもの安全・安心の確保

施策の目指す姿

子どもと子育て家庭が、住み慣れた地域で、快適に安心して暮らすことができている。

関係機関・団体、地域住民との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、通学路をはじめとした道路や関係施設の整備・点検を行うなど、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
50	子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	● 子育て世代向けの賃貸住宅（ひだまりハウス）を提供し、子育て世帯の良好な居住環境の確保と定住の促進を図ります。	保育課	継続
51	安全教育の推進	● 各保育所・小中学校等において、児童生徒を対象とした教職員または警察署等の外部講師による交通安全教室を開催します。	保育課 指導課	継続
		● 市民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と人に優しい交通マナーを実践するよう啓発活動を行います。	危機管理課	継続
		● 通学時等の歩行や自転車の乗り方などについて啓発を行うため、市内の小中学校をはじめ、幼稚園・保育所（園）等からの依頼に応じて、交通指導員を派遣し交通安全教室を実施します。		
52	子どもの安全確保	● 通学路の安全確保に向けて、学校と県、警察署など関係機関の協議調整の場として、「通学路安全検討会議」を開催し、危険個所等の改善を図ります。	教育総務課	継続

基本目標５　次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進

基本施策１　乳幼児期における教育・保育の質の向上　重点

施策の目指す姿

就学前の子どもが質の高い教育を受けることができている。

幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、子ども一人ひとりの育ちを大切にした保育の質や幼児教育の充実を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえて認定こども園、幼稚園、保育所（園）と小学校の連携を強化します。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
53	幼保小連携の推進	● 幼保小の接続を見通したカリキュラムを編成するため、幼稚園、保育所（園）、小学校等の関係者が定期的に意見交換等を行う交流・連携の場を充実します。	保育課 指導課	継続
54	保育・幼児教育の充実	● 子どもの豊かな体験をはぐくむ教育・保育環境を構築し、保育施設の魅力向上を図ります。 ● 安心して子どもを預けられる保育所（園）・幼稚園を目指し、保育士、幼稚園教諭の研修等の充実を図り、子育ての専門家として資質向上に努めます。	保育課 指導課	拡充

基本施策２　親の子育て力の向上

施策の目指す姿

子育てを通じて大きな喜びや生きがいを感じながら、親が親として成長できている。

子どもの成長における家庭の重要性についての意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持ち子育てができるよう、子育てにかかわる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
55	家庭教育支援の推進	● 地域子育て支援センター等において、親が子育てを学ぶ場を講座等により提供します。	保育課	継続
		● 「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用し、子どもの成長段階に応じた子育て応援講座を開催します。また、進行役を務めるファシリテーターを養成し、家庭教育を支援します。	生涯学習課	継続
		● 生涯学習まちづくり出前講座や生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施し、親が子育てについて学ぶ機会を提供します。		
		● 子育て講座を実施し、共通体験を通して、親子のふれあいのきっかけをつくるとともに、子どもの興味や関心についての理解を深める機会を提供します。	青少年育成課	継続
		● 乳幼児を持つ保護者に対して、医療従事者による「いきいき子育て講座」を実施し、家庭看護力の醸成を図ります。	こども家庭課	拡充
		● 妊娠期からの言葉がけの大切さを伝える「ブックデビュー講座」を、市民と協働し、実施します。	生涯学習課 こども家庭課	新規

No	具体的な取組み	内容	担当課	区分
56	読書活動の推進	● 本に親しむために、読書活動の啓発や本の紹介、本の読み聞かせ活動などを行い、子どもが本と出会う機会を提供します。	生涯学習課 こども家庭課 保育課 指導課	継続
		● 主体的な読書活動の推進のため、本を活用する力の育成や、日頃の読書の成果を発信する機会を提供します。		
		● 蔵書の充実や、司書やボランティアの充実など、子どもの読書活動の推進のための環境整備を行います。		
57	食育の推進	● アレルギー等健康問題について、継続的な普及啓発を行います。	健康増進課 こども家庭課	継続
		● 離乳食教室（モグモグ教室）や母子栄養相談事業（親子クッキング教室）の実施などにより、保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発します。	こども家庭課	拡充
		● 保育所（園）や幼稚園において、給食の提供等を通じて食の大切さについて啓発します。	保育課	継続
		● 保護者への給食だよりの発行や、市民を対象とした食育フェア等の開催により、食の大切さについて啓発します。	学事課 指導課	継続

第５章　計画の推進方策

１　子ども･子育て支援法に基づく「量の見込み」と確保方策

（１）提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本市においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、市内９町のうち、西条町を北部、南部に２分割した合計 10 区域を保育提供区域として設定します。

なお、教育・保育提供区域を超えた広域的な提供体制やさらに細かい区域での提供体制が必要な場合は、事業ごとに区域を設定します。

事業		提供区域	
幼児教育		7 区域	市内人口集中地域（西条・八本松・高屋）・志和・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津
保育		10 区域	西条北部・西条南部・八本松・志和・高屋・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	6 区域	西条・市内西部（八本松・志和）・高屋・黒瀬・市内北部（福富・豊栄・河内）・安芸津
	地域子育て支援拠点事業	10 区域	西条北部・西条南部・八本松・志和・高屋・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津
	一時預かり事業（幼稚園在園児以外）		
	延長保育事業		
	一時預かり事業（幼稚園在園児）	7 区域	市内人口集中地域（西条・八本松・高屋）・志和・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津
	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	33 区域	小学校区
	妊産婦健康診査	1 区域	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業		
	養育支援訪問事業		
	子育て短期支援事業		
	子育て援助活動支援事業（就学後の放課後のファミリー・サポート・センターにおける預かり）		
	病児保育事業		

（２）幼児教育の「量の見込み」と確保方策

教育を必要とする３歳以上の児童（１号認定）及び保育を必要とする３歳以上の児童（２号認定）のうち教育を希望する家庭の児童を対象とし、幼児教育を提供します。

ア 市内人口集中地域（西条・八本松・高屋地区）

本地区は、市中央に位置し、JR 山陽本線西条駅周辺に形成されている西条地区と、西条地区の東西に隣接する八本松地区と高屋地区からなる人口集中地域です。総人口、就学前児童数ともに増加傾向にあります。

現在、８か所の幼稚園と８か所の認定こども園があり、既存施設及び既存保育所（園）の認定こども園への移行等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

［市内人口集中地域（西条・八本松・高屋地区）の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
① 量の見込み	1,787	1,818	1,769	1,667	1,585
1号認定	1,524	1,554	1,509	1,408	1,325
2号認定（幼稚園希望）	263	264	260	259	260
② 確保の内容	1,956	1,956	1,956	1,956	1,956
特定教育・保育	406	406	406	406	406
確認を受けない幼稚園※	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
達成状況（②−①）	169	138	187	289	371

※確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度において施設型給付を受ける特定教育・保育へ移行しない幼稚園。以下、同じ。

イ 志和地区

本地区は、市の西部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

令和２年度に既存保育所（園）１か所が認定こども園に移行し、量の見込みに対応する供給量を確保します。

［志和地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
① 量の見込み	5	5	5	5	4
1号認定	5	5	5	5	4
2号認定（幼稚園希望）	0	0	0	0	0
② 確保の内容	5	5	5	5	5
特定教育・保育	5	5	5	5	5
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
達成状況（②−①）	0	0	0	0	1

ウ 黒瀬地区

本地区は、市の南西部に位置し、市役所黒瀬支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、１か所の幼稚園、２か所の認定こども園があり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

［黒瀬地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
① 量の見込み	172	175	167	157	146
1号認定	137	140	133	123	113
2号認定(幼稚園希望)	35	35	34	34	33
② 確保の内容	279	279	279	279	279
特定教育・保育	179	179	179	179	179
確認を受けない幼稚園	100	100	100	100	100
達成状況(②−①)	107	104	112	122	133

エ 福富地区

本地区は、市の北部に位置し、市役所福富支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、２か所の認定こども園があり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

［福富地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
① 量の見込み	9	10	11	9	9
1号認定	9	10	11	9	9
2号認定(幼稚園希望)	0	0	0	0	0
② 確保の内容	20	20	20	20	20
特定教育・保育	20	20	20	20	20
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
達成状況(②−①)	11	10	9	11	11

オ 豊栄地区

本地区は、市の北部に位置し、市役所豊栄支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、１か所の認定こども園があり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

［豊栄地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
① 量の見込み	3	2	3	2	3
1号認定	3	2	3	2	3
2号認定(幼稚園希望)	0	0	0	0	0
② 確保の内容	10	10	10	10	10
特定教育・保育	10	10	10	10	10
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
達成状況(②−①)	7	8	7	8	7

カ 河内地区

本地区は、市の東部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、１か所の幼稚園があり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

［河内地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
① 量の見込み	56	53	47	43	40
1号認定	49	47	42	38	35
2号認定(幼稚園希望)	7	6	5	5	5
② 確保の内容	100	100	100	100	100
特定教育・保育	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	100	100	100	100	100
達成状況(②−①)	44	47	53	57	60

キ 安芸津地区

本地区は、市の南部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、１か所の幼稚園があり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

［安芸津地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
① 量の見込み	37	36	31	28	24
1号認定	29	28	24	21	18
2号認定(幼稚園希望)	8	8	7	7	6
② 確保の内容	50	50	50	50	50
特定教育・保育	50	50	50	50	50
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
達成状況(②-①)	13	14	19	22	26

ク 市全体

［市全体の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
① 量の見込み	2,069	2,099	2,033	1,911	1,811
1号認定	1,756	1,786	1,727	1,606	1,507
2号認定(幼稚園希望)	313	313	306	305	304
② 確保の内容	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420
特定教育・保育	670	670	670	670	670
確認を受けない幼稚園	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
達成状況(②-①)	351	321	387	509	609

（３）保育の「量の見込み」と確保方策

保育を必要とする３歳以上の児童（２号認定）、保育を必要とする３歳未満の児童（３号認定）を対象とし、保育を提供します。

ア 西条北部地区

本地区は、市中央に位置し、JR 山陽本線西条駅周辺に形成されています。総人口、就学前児童数ともに増加傾向にあります。

現在、保育所（園）、認定こども園が 20 か所ありますが、市内で最も待機児童が多い地区であり、既存施設においても定員超過が常態化しています。

今後、特定教育・保育施設の開設や幼稚園から認定こども園の移行等により、量の見込みに対応する供給量を確保します。

［西条北部地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

		令和2年度（2020 年度）		令和3年度（2021 年度）		令和4年度（2022 年度）		令和5年度（2023 年度）		令和6年度（2024 年度）	
		2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
① 量の見込み		1,462	958	1,509	1,047	1,520	1,141	1,531	1,175	1,561	1,196
② 確保の内容		1,562	1,157	1,652	1,217	1,652	1,217	1,652	1,217	1,652	1,217
	特定教育・保育	1,497	1,041	1,587	1,101	1,587	1,101	1,587	1,101	1,587	1,101
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	65	116	65	116	65	116	65	116	65	116
達成状況（②−①）		100	199	143	170	132	76	121	42	91	21

イ 西条南部地区

本地区は、市の中央部の南側に位置し、利便性の高い市街地が形成されています。就学前児童数は、増加傾向にあります。

現在、保育所（園）が３か所あり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

［西条南部地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）		令和3年度（2021 年度）		令和4年度（2022 年度）		令和5年度（2023 年度）		令和6年度（2024 年度）	
	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
① 量の見込み	205	71	204	87	204	95	209	99	226	102
② 確保の内容	238	102	238	102	238	102	238	102	238	102
特定教育・保育	238	102	238	102	238	102	238	102	238	102
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況（②-①）	33	31	34	15	34	7	29	3	12	0

ウ 八本松地区

本地区は、市の西部に位置し、JR 山陽本線八本松駅周辺に地区の中心地が形成されています。総人口はやや増加傾向、就学前児童数は横ばいの状況となっています。

現在、保育所（園）、認定こども園が 10 か所あり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

［八本松地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）		令和3年度（2021 年度）		令和4年度（2022 年度）		令和5年度（2023 年度）		令和6年度（2024 年度）	
	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
① 量の見込み	447	219	474	222	474	238	472	243	463	247
② 確保の内容	532	264	532	264	532	264	532	264	532	264
特定教育・保育	532	233	532	233	532	233	532	233	532	233
特定地域型保育事業	0	19	0	19	0	19	0	19	0	19
その他	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12
達成状況（②-①）	85	45	58	42	58	26	60	21	69	17

エ 志和地区

本地区は、市の西部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、保育所（園）が４か所あり、うち１か所が令和２年度に認定こども園に移行します。

今後もこれらの施設において、量の見込みに対応する供給量を確保します。

［志和地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）		令和3年度（2021 年度）		令和4年度（2022 年度）		令和5年度（2023 年度）		令和6年度（2024 年度）	
	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
① 量の見込み	120	60	114	59	117	59	110	59	113	58
② 確保の内容	125	60	125	60	125	60	125	60	125	60
特定教育・保育	125	60	125	60	125	60	125	60	125	60
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況（②-①）	5	0	11	1	8	1	15	1	12	2

オ 高屋地区

本地区は、市の東よりに位置し、JR 山陽本線西高屋駅周辺に地区の中心が形成されています。総人口、就学前児童数はともに減少傾向にあります。

現在、保育所（園）と認定こども園が６か所あり、うち１か所が令和２年度に認定こども園に移行します。

今後もこれらの施設において、量の見込みに対応する供給量を確保します。

［高屋地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）		令和3年度（2021 年度）		令和4年度（2022 年度）		令和5年度（2023 年度）		令和6年度（2024 年度）	
	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
① 量の見込み	379	192	365	200	348	209	334	206	326	201
② 確保の内容	494	274	494	274	494	274	494	274	494	274
特定教育・保育	494	262	494	262	494	262	494	262	494	262
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12
達成状況（②-①）	115	82	129	74	146	65	160	68	168	73

カ 黒瀬地区

本地区は、市の南西部に位置し、市役所黒瀬支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、保育所（園）と認定こども園が７か所あり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

［黒瀬地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）		令和3年度（2021 年度）		令和4年度（2022 年度）		令和5年度（2023 年度）		令和6年度（2024 年度）	
	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
① 量の見込み	317	153	322	161	315	166	316	164	310	160
② 確保の内容	400	185	400	185	400	185	400	185	400	185
特定教育・保育	400	185	400	185	400	185	400	185	400	185
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況（②-①）	83	32	78	24	85	19	84	21	90	25

キ 福富地区

本地区は、市の北部に位置し、市役所福富支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、認定こども園が２か所あり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

［福富地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）		令和3年度（2021 年度）		令和4年度（2022 年度）		令和5年度（2023 年度）		令和6年度（2024 年度）	
	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
① 量の見込み	26	13	26	11	30	12	25	12	25	15
② 確保の内容	54	26	54	26	54	26	54	26	54	26
特定教育・保育	54	26	54	26	54	26	54	26	54	26
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況（②-①）	28	13	28	15	24	14	29	14	29	11

ク 豊栄地区

本地区は、市の北部に位置し、市役所豊栄支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、認定こども園が１か所あり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

［豊栄地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）		令和3年度（2021 年度）		令和4年度（2022 年度）		令和5年度（2023 年度）		令和6年度（2024 年度）	
	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
① 量の見込み	26	12	22	12	25	11	23	10	26	11
② 確保の内容	52	18	52	18	52	18	52	18	52	18
特定教育・保育	52	18	52	18	52	18	52	18	52	18
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況（②−①）	26	6	30	6	27	7	29	8	26	7

ケ 河内地区

本地区は、市の東部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、保育所（園）が２か所あり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

［河内地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）		令和3年度（2021 年度）		令和4年度（2022 年度）		令和5年度（2023 年度）		令和6年度（2024 年度）	
	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
① 量の見込み	82	24	73	24	57	24	56	24	52	24
② 確保の内容	96	24	96	24	96	24	96	24	96	24
特定教育・保育	96	24	96	24	96	24	96	24	96	24
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況（②−①）	14	0	23	0	39	0	40	0	44	0

コ 安芸津地区

本地区は、市の南部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、保育所（園）が３か所あり、今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。

［安芸津地区の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）		令和3年度（2021 年度）		令和4年度（2022 年度）		令和5年度（2023 年度）		令和6年度（2024 年度）	
	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
① 量の見込み	93	41	90	39	79	44	72	43	61	42
② 確保の内容	113	48	113	48	113	48	113	48	113	48
特定教育・保育	113	48	113	48	113	48	113	48	113	48
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況（②−①）	20	7	23	9	34	4	41	5	52	6

サ 市全体

［市全体の量の見込みと確保の内容］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）		令和3年度（2021 年度）		令和4年度（2022 年度）		令和5年度（2023 年度）		令和6年度（2024 年度）	
	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
① 量の見込み	3,157	1,743	3,199	1,862	3,169	1,999	3,148	2,035	3,163	2,056
② 確保の内容	3,666	2,158	3,756	2,218	3,756	2,218	3,756	2,218	3,756	2,218
特定教育・保育	3,601	1,999	3,691	2,059	3,691	2,059	3,691	2,059	3,691	2,059
特定地域型保育事業	0	19	0	19	0	19	0	19	0	19
その他	65	140	65	140	65	140	65	140	65	140
達成状況（②−①）	509	415	557	356	587	219	608	183	593	162
保育利用率※	―	42.6%	―	43.3%	―	42.7%	―	43.3%	―	44.1%

＊保育利用率：3 歳未満の児童数に占める利用定員数の割合

（４）地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」と対応する提供体制の確保方策及びその実施時期を定めます。

ア 利用者支援事業

子ども及び子どもの保護者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

«確保の内容»

- 妊娠期から子育て期にわたる相談窓口を子育て世代が多い西条地区に６か所、その他の日常生活圏域にも設置し、本事業を実施します。
- 実施場所は、市役所をはじめ、日常生活圏域内の子育て支援センター等の子どもや子育て家庭が利用しやすい場所とします。
- 利用者からの様々な相談等に対応できるよう職員の資質向上のための研修、会議の開催や関係機関との連携協力を行っていきます。

［利用者支援事業の量の見込みと確保方策］

（単位：施設（か所））

		令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
① 量の見込み 市計		15	15	15	15	15
量の見込みの内訳	西条	6	6	6	6	6
	八本松・志和	2	2	2	2	2
	高屋	1	1	1	1	1
	黒瀬	2	2	2	2	2
	福富・豊栄・河内	3	3	3	3	3
	安芸津	1	1	1	1	1
② 確保の内容 市計		15	15	15	15	15
確保の内容の内訳	西条	6	6	6	6	6
	八本松・志和	2	2	2	2	2
	高屋	1	1	1	1	1
	黒瀬	2	2	2	2	2
	福富・豊栄・河内	3	3	3	3	3
	安芸津	1	1	1	1	1
達成状況（②-①）		0	0	0	0	0

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

«確保の内容»

- 各区域において地域子育て支援センターを設置し、それぞれの地域特性に応じて支援内容の充実を図ります。

［地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策］

（単位：人回/年）

		令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
① 量の見込み 市計		111,600	109,944	108,540	104,508	99,708
量の見込みの内訳	西条北部	53,193	53,204	53,000	51,665	50,004
	西条南部	11,756	12,215	12,121	11,776	11,467
	八本松	19,573	18,949	18,914	18,361	17,598
	志和	1,384	1,325	1,156	1,048	986
	高屋	11,242	10,818	10,452	9,716	8,971
	黒瀬	8,784	8,358	7,747	7,192	6,488
	福富	859	800	799	726	725
	豊栄	859	860	799	726	665
	河内	1,456	1,337	1,502	1,441	1,200
	安芸津	2,494	2,078	2,050	1,857	1,604
② 確保の内容 市計		111,600	109,944	108,540	104,508	99,708
確保の内容の内訳	西条北部	53,193	53,204	53,000	51,665	50,004
	西条南部	11,756	12,215	12,121	11,776	11,467
	八本松	19,573	18,949	18,914	18,361	17,598
	志和	1,384	1,325	1,156	1,048	986
	高屋	11,242	10,818	10,452	9,716	8,971
	黒瀬	8,784	8,358	7,747	7,192	6,488
	福富	859	800	799	726	725
	豊栄	859	860	799	726	665
	河内	1,456	1,337	1,502	1,441	1,200
	安芸津	2,494	2,078	2,050	1,857	1,604
達成状況（②-①）		0	0	0	0	0

ウ 妊産婦健康診査

妊婦健康診査は、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施し、妊婦の健康の保持増進を目的に実施する事業です。また、産婦健康診査は産後うつの予防や新生児への虐待予防等を目的に実施する事業です。

«確保の内容»

- 全ての妊産婦が全国の医療機関で受診できる体制を提供します。

〔実施場所〕 医療機関、助産所

〔検査項目〕 基本的な健康診査（問診、診察、計測等）
必要に応じた医学的な検査（血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等）
産後うつに関する問診

〔実施時期〕 妊娠初期より妊娠 23 週まで：4週間に1回
妊娠 24 週より妊娠 35 週まで：2週間に1回
妊娠 36 週以降分娩まで：1週間に1回
産後 2 週及び産後 1 か月：各1回

［妊婦健康診査の量の見込みと確保方策］

（単位：人回）

	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
① 量の見込み	32,110	32,091	32,072	32,053	32,034
② 確保の内容	32,110	32,091	32,072	32,053	32,034
達成状況（②-①）	0	0	0	0	0

エ 乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

«確保の内容»

- 生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問します。

〔実施体制〕 保健師・助産師

〔実施機関〕 東広島市

［乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策］

（単位：人）

	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
① 量の見込み	1,671	1,689	1,691	1,673	1,640
② 確保の内容	1,671	1,689	1,691	1,673	1,640
達成状況（②-①）	0	0	0	0	0

オ　養育支援訪問事業等

◆養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

◆子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、ネットワーク構成員の専門性強化と関係機関の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

«確保の内容»

- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業により、構成員の専門性強化と関係機関の連携強化を図りつつ、養育支援が特に必要な家庭に対して、養育支援訪問を実施します。

  〔実施体制〕 保健師・助産師・子育てヘルパー

  〔実施機関〕 東広島市

［養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策］

（単位：件）

	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
①　量の見込み	525	520	520	515	515
②　確保の内容	525	520	520	515	515
達成状況（②-①）	0	0	0	0	0

カ　子育て短期支援事業

保護者の疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

«確保の内容»

- 既存の施設において、一時的に養育が困難になった家庭の児童に必要な保護を行います。

［子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策］

（単位：人日/年）

	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
①　量の見込み	36	36	36	36	36
②　確保の内容	36	36	36	36	36
達成状況（②-①）	0	0	0	0	0

キ　一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

◆　保育所（園）等における一時預かり事業

«確保の内容»

- 新規開設を予定している保育所（園）に対し、事業の実施を要請していきます。
- 現時点において認可定員を超過し受け入れを行っている保育所（園）は、一時保育を実施する余裕がないため、今後の保育所（園）新設などにより各保育所（園）が利用定員範囲内での運営が可能な状況をつくり、余剰能力を一時預かり事業に活用します。

［一時預かり事業の量の見込みと確保方策］

（保育所(園)等における一時預かり事業）

（単位：人回/年）

		令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
①　量の見込み　市計		10,157	9,896	9,530	9,129	8,765
量の見込みの内訳	西条北部	5,163	5,074	4,952	4,805	4,684
	西条南部	1,187	1,151	1,155	1,111	1,076
	八本松	1,898	1,897	1,826	1,722	1,668
	志和	67	67	67	66	39
	高屋	1,313	1,241	1,122	1,041	968
	黒瀬	450	402	344	320	266
	福富	16	16	16	16	16
	豊栄	31	16	16	16	16
	河内	16	16	16	16	16
	安芸津	16	16	16	16	16
②　確保の内容　市計		10,157	9,896	9,530	9,129	8,765
確保の内容の内訳	西条北部	5,163	5,074	4,952	4,805	4,684
	西条南部	1,187	1,151	1,155	1,111	1,076
	八本松	1,898	1,897	1,826	1,722	1,668
	志和	67	67	67	66	39
	高屋	1,313	1,241	1,122	1,041	968
	黒瀬	450	402	344	320	266
	福富	16	16	16	16	16
	豊栄	31	16	16	16	16
	河内	16	16	16	16	16
	安芸津	16	16	16	16	16
達成状況（②-①）		0	0	0	0	0

◆　幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

«確保の内容»

- 現状において、幼稚園の預かり保育は希望者に対して十分に行き渡っており、今後も、既存の施設での実施により確保します。

［一時預かり事業の量の見込みと確保方策］

（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業）

（単位：人回/年）

		令和2年度（2020 年度）		令和3年度（2021 年度）		令和4年度（2022 年度）		令和5年度（2023 年度）		令和6年度（2024 年度）	
		1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号
①	量の見込み　市計	13,369	70,802	12,722	70,826	11,807	69,257	11,116	69,061	10,566	68,816
量の見込みの内訳	人口集中地域	12,269	60,065	11,733	60,469	10,951	59,477	10,406	59,250	9,911	59,290
	志和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	黒瀬	488	7,634	475	7,632	420	7,432	398	7,455	369	7,381
	福富	65	0	65	0	65	0	45	0	44	0
	豊栄	65	0	65	0	65	0	45	0	44	0
	河内	208	1,363	153	1,174	110	985	78	989	77	979
	安芸津	274	1,740	231	1,551	196	1,363	144	1,367	121	1,166
②	確保の内容　市計	13,369	70,802	12,722	70,826	11,807	69,257	11,116	69,061	10,566	68,816
確保の内容の内訳	人口集中地域	12,269	60,065	11,733	60,469	10,951	59,477	10,406	59,250	9,911	59,290
	志和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	黒瀬	488	7,634	475	7,632	420	7,432	398	7,455	369	7,381
	福富	65	0	65	0	65	0	45	0	44	0
	豊栄	65	0	65	0	65	0	45	0	44	0
	河内	208	1,363	153	1,174	110	985	78	989	77	979
	安芸津	274	1,740	231	1,551	196	1,363	144	1,367	121	1,166
達成状況（②−①）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）＜就学児童＞

«確保の内容»

- 育児の援助を受けることを希望する人と援助を行いたい人が、それぞれ会員として助け合う事業において、就学児童の放課後の子育て支援のニーズに対応します。

［一時預かり事業の量の見込みと確保方策］

（ファミリー・サポート・センター事業）

（単位：人回/年）

		令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
① 量の見込み 市計		1,056	1,050	1,037	1,044	1,037
量の見込みの内訳	低学年	817	814	808	815	797
	高学年	239	236	229	229	240
② 確保の内容 市計		1,056	1,050	1,037	1,044	1,037
確保の内容の内訳	低学年	817	814	808	815	797
	高学年	239	236	229	229	240
達成状況（②-①）		0	0	0	0	0

ク 病児保育事業

病児について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

«確保の内容»

- 病児・病後児を受け入れる体制を確保し、病児保育のニーズに対応します。

［病児保育事業の量の見込みと確保方策］

（単位：人日/年）

	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
① 量の見込み	3,774	3,853	3,879	3,890	3,899
② 確保の内容	3,774	3,853	3,879	3,890	3,899
達成状況（②-①）	0	0	0	0	0

ケ　延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

«確保の内容»

- 新規開設を予定している保育所（園）に対しては、実施を必須として協議を行います。

［延長保育事業の量の見込みと確保方策］

（単位：人）

		令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
①　量の見込み　市計		1,183	1,202	1,211	1,212	1,215
量の見込みの内訳	西条北部	560	577	588	595	601
	西条南部	130	133	135	136	141
	八本松	207	212	216	216	214
	志和	15	14	14	14	14
	高屋	142	138	132	127	124
	黒瀬	76	78	76	76	74
	福富	7	7	8	8	8
	豊栄	7	7	8	7	8
	河内	16	14	13	13	13
	安芸津	23	22	21	20	18
②　確保の内容　市計		1,183	1,202	1,211	1,212	1,215
確保の内容の内訳	西条北部	560	577	588	595	601
	西条南部	130	133	135	136	141
	八本松	207	212	216	216	214
	志和	15	14	14	14	14
	高屋	142	138	132	127	124
	黒瀬	76	78	76	76	74
	福富	7	7	8	8	8
	豊栄	7	7	8	7	8
	河内	16	14	13	13	13
	安芸津	23	22	21	20	18
達成状況（②-①）		0	0	0	0	0

コ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

本市では、小学校全学年の児童を対象として、33 小学校区において放課後児童クラブを運営していますが、西条地区、八本松地区を中心とした一部の小学校区で施設定員に余裕がない状態となっています。さらに、夏季休業中のみの受入も行っており、多数の児童が利用しています。また、児童数に占める利用率は年々上昇を続けており、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。

待機児童発生の見込まれる小学校区においては、小学校余裕教室の活用、又は民間事業者との連携・協力により児童の受入を行います。

«確保の内容»

- 把握した利用動向や地域特性を踏まえ、受け皿を確保し、本計画期間内に必要な供給量を確保します。

［放課後児童クラブの量の見込みと確保方策］

（単位：人）

区域	区分	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
西条	① 量の見込み	240	236	228	227	226
	② 確保の内容	200	200	200	200	200
	達成状況（②-①）	-40	-36	-28	-27	-26
寺西	① 量の見込み	134	142	152	157	157
	② 確保の内容	115	115	115	115	115
	達成状況（②-①）	-19	-27	-37	-42	-42
郷田	① 量の見込み	93	100	104	102	98
	② 確保の内容	80	80	80	80	80
	達成状況（②-①）	-13	-20	-24	-22	-18
板城	① 量の見込み	112	105	107	108	104
	② 確保の内容	115	115	115	115	115
	達成状況（②-①）	3	10	8	7	11
三永	① 量の見込み	76	85	90	98	103
	② 確保の内容	70	70	70	70	70
	達成状況（②-①）	-6	-15	-20	-28	-33
東西条	① 量の見込み	129	126	134	139	147
	② 確保の内容	160	160	160	160	160
	達成状況（②-①）	31	34	26	21	13
平岩	① 量の見込み	115	122	131	136	149
	② 確保の内容	100	100	100	100	100
	達成状況（②-①）	-15	-22	-31	-36	-49
御薗宇	① 量の見込み	104	110	123	133	144
	② 確保の内容	110	110	110	110	110
	達成状況（②-①）	6	0	-13	-23	-34
三ツ城	① 量の見込み	166	169	169	174	172
	② 確保の内容	160	160	160	160	160
	達成状況（②-①）	-6	-9	-9	-14	-12

区域	区分	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
龍王	① 量の見込み	212	230	237	254	256
	② 確保の内容	200	200	200	200	200
	達成状況（②-①）	-12	-30	-37	-54	-56
川上	① 量の見込み	210	201	209	215	226
	② 確保の内容	120	120	120	120	120
	達成状況（②-①）	-90	-81	-89	-95	-106
原	① 量の見込み	45	47	47	53	51
	② 確保の内容	40	40	40	40	40
	達成状況（②-①）	-5	-7	-7	-13	-11
吉川	① 量の見込み	12	11	10	9	9
	② 確保の内容	40	40	40	40	40
	達成状況（②-①）	28	29	30	31	31
八本松	① 量の見込み	179	163	157	152	157
	② 確保の内容	130	130	130	130	130
	達成状況（②-①）	-49	-33	-27	-22	-27
西志和	① 量の見込み	37	35	31	32	29
	② 確保の内容	48	48	48	48	48
	達成状況（②-①）	11	13	17	16	19
東志和	① 量の見込み	-	-	-	-	-
	② 確保の内容	-	-	-	-	-
	達成状況（②-①）	-	-	-	-	-
小谷	① 量の見込み	63	64	59	52	42
	② 確保の内容	80	80	80	80	80
	達成状況（②-①）	17	16	21	28	38
高屋東	① 量の見込み	45	44	41	41	38
	② 確保の内容	70	70	70	70	70
	達成状況（②-①）	25	26	29	29	32
高屋西	① 量の見込み	211	211	212	212	219
	② 確保の内容	234	234	234	234	234
	達成状況（②-①）	23	23	22	22	15
造賀	① 量の見込み	24	25	23	20	21
	② 確保の内容	40	40	40	40	40
	達成状況（②-①）	16	15	17	20	19
高美が丘	① 量の見込み	145	137	126	122	116
	② 確保の内容	135	135	135	135	135
	達成状況（②-①）	-10	-2	9	13	19
板城西	① 量の見込み	25	19	19	16	16
	② 確保の内容	45	45	45	45	45
	達成状況（②-①）	20	26	26	29	29
上黒瀬	① 量の見込み	24	23	22	21	22
	② 確保の内容	45	45	45	45	45
	達成状況（②-①）	21	22	23	24	23
乃美尾	① 量の見込み	22	22	21	17	19
	② 確保の内容	45	45	45	45	45
	達成状況（②-①）	23	23	24	28	26
中黒瀬	① 量の見込み	122	122	123	124	120
	② 確保の内容	120	120	120	120	120
	達成状況（②-①）	-2	-2	-3	-4	0
下黒瀬	① 量の見込み	78	72	70	69	68
	② 確保の内容	85	85	85	85	85
	達成状況（②-①）	7	13	15	16	17

	区分	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
竹仁 久芳	① 量の見込み	24	23	22	19	18
	② 確保の内容	35	35	35	35	35
	達成状況（②-①）	11	12	13	16	17
豊栄	① 量の見込み	31	31	33	32	27
	② 確保の内容	40	40	40	40	40
	達成状況（②-①）	9	9	7	8	13
河内	① 量の見込み	28	29	28	32	26
	② 確保の内容	78	78	78	78	78
	達成状況（②-①）	50	49	50	46	52
入野	① 量の見込み	44	43	43	34	33
	② 確保の内容	40	40	40	40	40
	達成状況（②-①）	−4	−3	−3	6	7
木谷	① 量の見込み	16	17	21	20	19
	② 確保の内容	15	15	15	15	15
	達成状況（②-①）	−1	−2	−6	−5	−4
三津	① 量の見込み	24	24	26	25	24
	② 確保の内容	40	40	40	40	40
	達成状況（②-①）	16	16	14	15	16
風早	① 量の見込み	31	29	30	30	33
	② 確保の内容	55	55	55	55	55
	達成状況（②-①）	24	26	25	25	22
市全体	① 量の見込み	2,821	2,817	2,848	2,875	2,889
	② 確保の内容	2,890	2,890	2,890	2,890	2,890
	達成状況（②-①）	69	73	42	15	1

＊東志和は、前回の計画のとおり、近接する私立保育園が小学生の受入事業を実施しているため、市の放課後児童クラブは設置していません。

＊福富区域、志和区域及び河内区域については、小中一体型施設が整った際に、量の見込み及び確保内容を見直す可能性があります。

2　幼児教育･保育の一体的提供等の推進

（１）認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況などによらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、本市においては、第１期計画期間中に、新設や幼稚園・保育所（園）からの移行を促進してきました。

今後も、認定こども園について、既存の幼稚園や保育所（園）からの移行や新たな設置について、利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえ、促進を図ります。

（２）質の高い教育･保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、幼稚園教諭や保育士等による合同研修や特に配慮を要する子どもに関わる職員への研修など、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

（３）教育･保育施設及び地域型保育事業の連携の推進

地域型保育事業を利用した３歳未満の子どもが、満３歳以降も保育所（園）、幼稚園、認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設との連携支援の充実を図ります。

（４）認定こども園、幼稚園、保育所（園）と小学校との連携の推進

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校と保育所（園）、幼稚園、認定こども園等がともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての情報を共有し、理解を深めることが重要です。

保育所（園）、幼稚園、認定こども園等と小学校の連絡会や合同研修等を実施するなど、就学前施設と小学校の円滑な連携を図ります。

また、配慮が必要な子どもに関する保育所（園）、幼稚園、認定こども園等と小学校との情報交換や、入学前相互訪問など、就学前・後の関係者の情報交換や連携に取り組みます。

3　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

令和元年 10 月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を図るため、給付方法の検討を行うとともに、必要に応じて広島県と連携を図ります。

４ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組み

共働き家庭等の子どもが安心して過ごせる場を提供するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めることを目的として、国において「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本市においても、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進します。

（１）放課後児童クラブの量の見込みと目標整備量

区分	令和2年度（2020 年度）	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和6年度（2024 年度）
量の見込み（人）	2,821	2,817	2,848	2,875	2,889
箇所数（か所）	59	59	59	59	59
確保の内容（人）	2,890	2,890	2,890	2,890	2,890

（２）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

区分	令和 5 年度（2023 年度）
箇所数（か所）	32

（３）放課後子供教室の令和 5 年度までの整備計画

区分	令和 5 年度（2023 年度）
箇所数（か所）	32

（４）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- 共通プログラムの企画・実施に際し、放課後児童クラブ所属児童が、安全・安心に参加できるよう、放課後児童クラブの指導員は、放課後子供教室のコーディネーターに協力するものとします。
- 共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう配慮します。
- 放課後子供教室の研修会等を開催する際は、対象に放課後児童クラブの指導員も含めることとし、放課後子供教室のコーディネーターとの意識共有に努めるものとします。

（５）小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- 小学校における余裕教室の活用及び特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用等について、検討を行います。
- 余裕教室の活用等を開始しようとする際は、教育委員会は問題点を整理したうえで、積極的に協力することとします。

（６）民間放課後児童クラブとの連携に関する方策

- 児童の放課後活動について、保護者や地域の多様なニーズに対応するため、民間放課後児童クラブとの連携・協力について、積極的な検討を行います。

（７）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- 放課後活動の実施にあたっては、必要に応じて責任体制を文書化するなど、明確化します。
- 教育委員会と福祉部局が連携し、総合的な放課後対策について協議を行います。

（８）特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

- 障害があり特別な配慮を必要とする児童の接し方などに関する研修や、現行の障害児受入関係加算補助の充実を図ります。

（９）地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み

- 今後も、すべての放課後児童クラブにおいて 19 時まで開所します。

（10）放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

- 「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを推進します。
- 支援員について、研修を通じた支援の質の向上を図ります。

（11）放課後児童クラブにおける育成支援の内容を利用者・住民へ周知を推進させるための方策

- ホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子供教室との連携を通じて、地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制を整備します。

第６章　計画の推進にあたって

１　計画の推進体制

計画の実現を目指し、福祉、教育、産業、都市計画等の庁内の関係部局により連携を図り、事業の進捗状況を管理するとともに、総合的な取組みを推進します。

また、学識経験者や子育て支援関係者、市民などの参画による「東広島市子ども・子育て会議」において、年度ごとに計画の進捗状況についての点検・評価とその後の取組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行い、計画を推進します。

２　地域が一体となった取組みの推進

本計画の推進にあたっては、行政のみではなく、保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体はもとより、子育ての主体である親・家庭、子育て家庭を支援する地域が連携を図りながら、協働による取組みを推進します。

資料

1　東広島市子ども･子育て会議条例

平成25年東広島市条例第33号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第１項の規定に基づき、東広島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子ども･子育て会議は、法第77条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

⑴ 子どもの保護者

⑵ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

⑶ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

⑷ その他市長が必要と認める者

（委員）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱され、又は解任されるものとする。

３　委員は、非常勤とする。

（専門委員）

第５条　市長は、子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

４　専門委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第６条　子ども・子育て会議に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第８条　子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する委員又は専門委員をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、会長が指名する。

４　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

５　第６条第２項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第６条第２項及び前条第１項中「会長」とあるのは「部会長」と、第６条第２項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第２項及び第３項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第９条　会長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第10条　子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども家庭課において処理する。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

１　この条例は、平成25年10月１日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱される委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成27年５月31日までとする。

３　第７条第１項の規定にかかわらず、施行日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、市長が招集する。

2　東広島市子ども･子育て会議委員名簿

令和元年６月１日現在

区分 （条例第３条第２項）	所属･役職等	委員名
⑴子どもの保護者	認定こども園の保護者	本條　愛
	保育所の保護者	日野　隆太郎
	幼稚園の保護者	東間　真緒
	地域サロン「きんさい家」　代表	前田　真奈美
	東広島市ＰＴＡ連合会顧問	大場　由美子
⑵子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	東広島市保育連盟　会長 （三永太陽保育園　園長）	吉野　純子
	東広島市私立幼稚園・認定こども園協議会　代表 （認定こども園さざなみの森　園長）	難波　元實
	青少年育成市民会議　副会長	茶木　冨夫
	いきいきこどもクラブ　指導員	加戸　和子
	NPO 法人　子育てネットゆめもくば　副理事長	岡　由美
	広島新生学園　理事長・園長	上栗　哲男
⑶子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	広島大学大学院教育学研究科　教授	七木田　敦
	広島国際大学看護学部　准教授	江口　千代
⑷その他市長が必要と認める者	連合広島賀茂豊田地域協議会　幹事	坪内　直也
	東広島商工会議所　女性会会長	蔵田　すまこ
	東広島市民生委員児童委員協議会　会長	樋原　孝昭
	東広島地区医師会　副会長 （こどもクリニック八本松 理事長・院長）	杉原　雄三
	東広島市社会福祉協議会　地域福祉課長	松尾　哲
	東広島警察署　生活安全課長	佐々木　栄治
	東広島市　副市長	多田　稔
	東広島市教育委員会　教育長	津森　毅

3　子育て･少子化対策部会及び保育部会の設置について

1　部会の設置

東広島市子ども・子育て会議条例第８条の規定に基づき、子ども・子育て会議に、以下のとおり、部会を設置し、会長が指名する委員又は専門委員で組織する。

（１）　子育て･少子化対策部会

◎七木田　敦	広島大学大学院教育学研究科　教授
前田　真奈美	地域サロン「きんさい家」　代表
大場　由美子	東広島市ＰＴＡ連合会
岡　由美	ＮＰＯ法人子育てネットゆめもくば　副理事

（２）　保育部会

◎難波　元實	東広島市私立幼稚園・認定こども園協議会　代表
本條　愛	認定こども園の保護者
日野　隆太郎	保育所の保護者
東間　真緒	幼稚園の保護者
吉野　純子	東広島市保育連盟　会長
加戸　和子	いきいきこどもクラブ　指導員

◎：部会長

2　所掌事務

各部会では、以下の事務を処理する。

（１）　子育て･少子化対策部会

・「東広島市子ども・子育て支援事業計画」の改訂に関すること

・少子化対策に関すること

（２）　保育部会

・教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保に関すること

4　調査結果

（１）ニーズ調査結果

［図　「出産・育児サポートセンターすくすく」の認知度（就学前児童）］

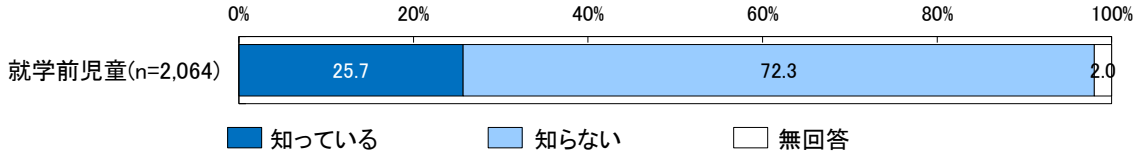

［図　公的な相談窓口の利用のしやすさ
（就学前児童・「出産・育児サポートセンターすくすく」の利用状況別）］

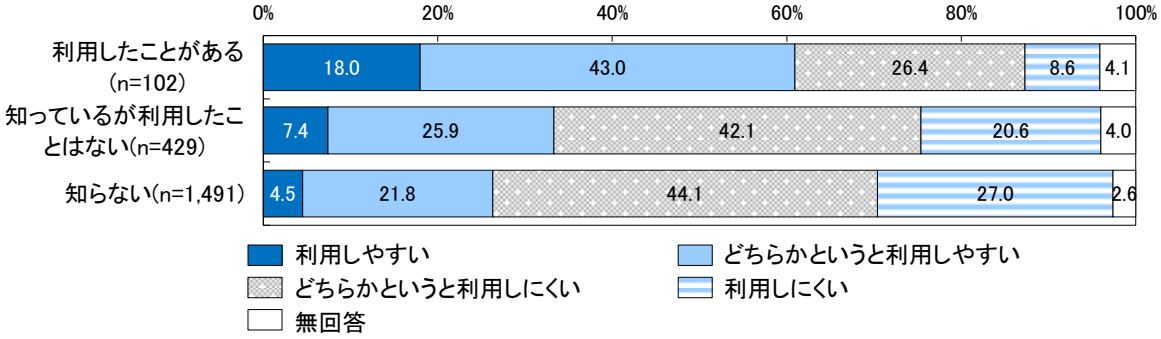

［図　子育てに関する情報の入手状況
（就学前児童・「出産・育児サポートセンターすくすく」の利用状況別）］

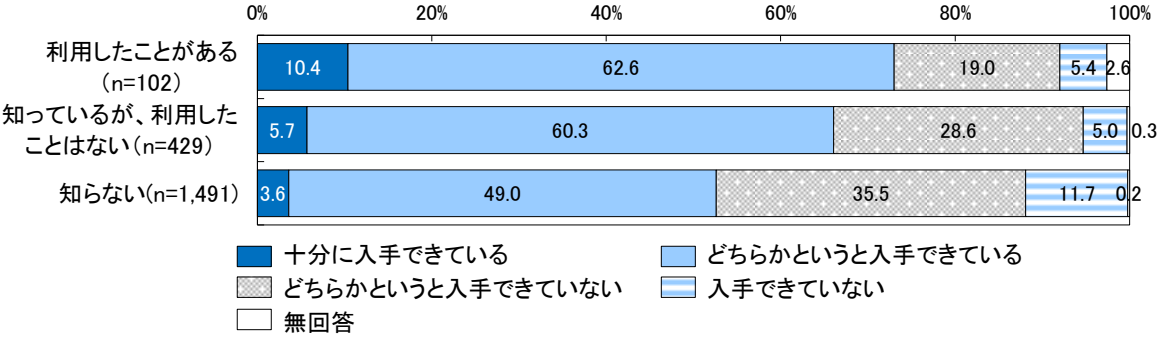

［図　子育ての悩み（上位 10 項目）］

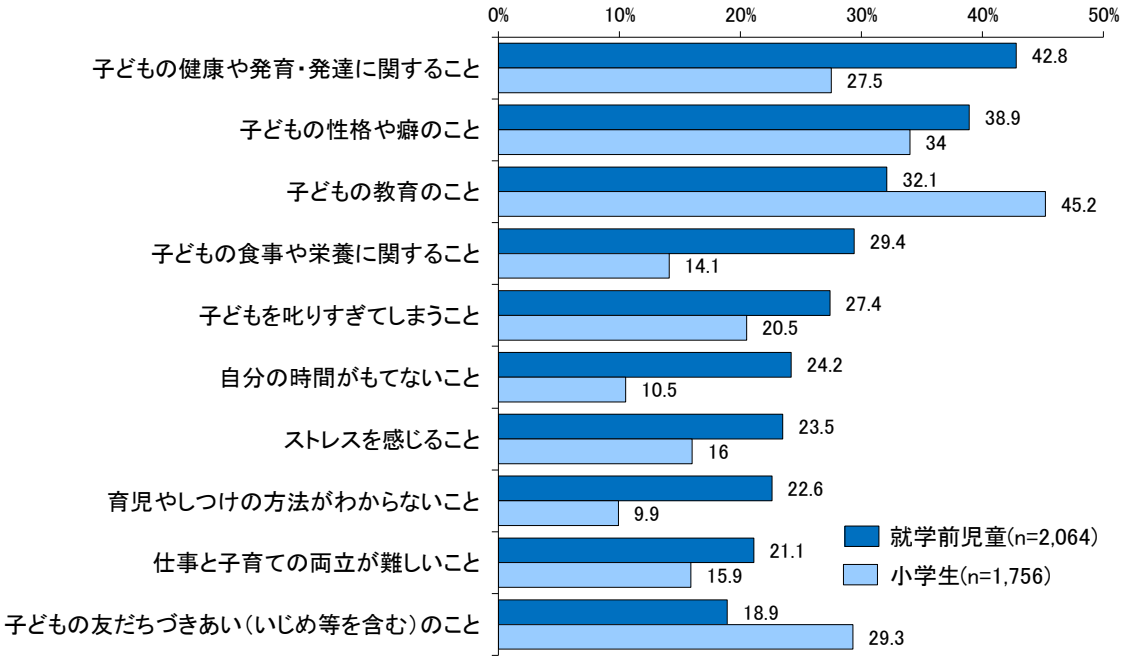

［図　子育て支援センターを利用していない理由（就学前児童）］

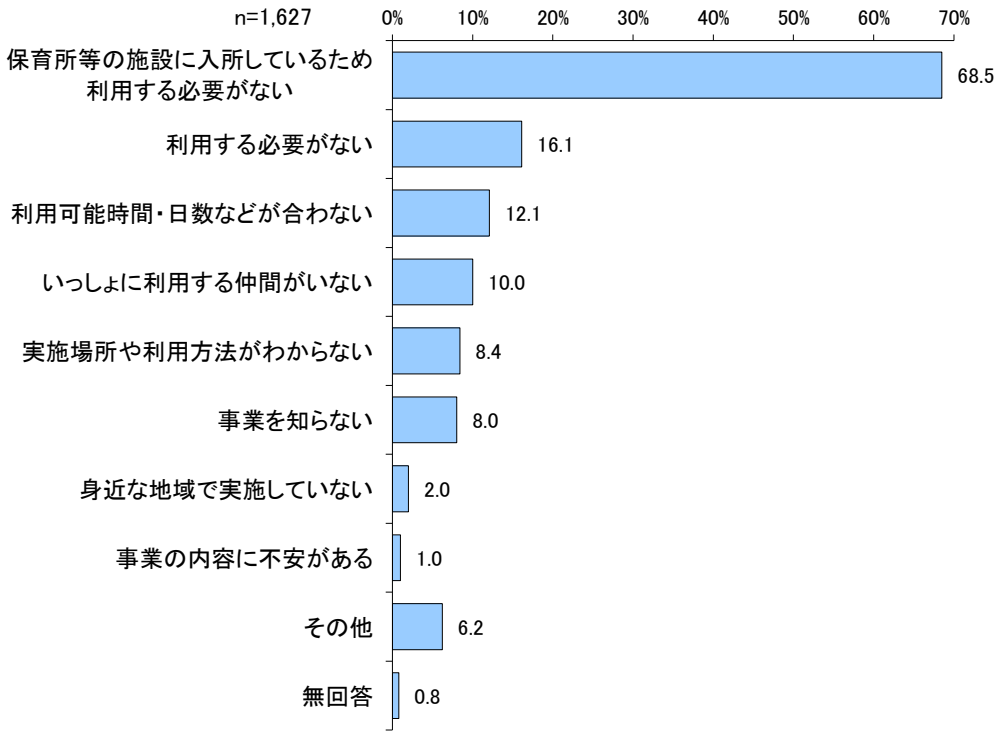

［図　地域の人々や社会全体の支えの感じ方（子育てがしやすいまちの評価別）］

（就学前児童）

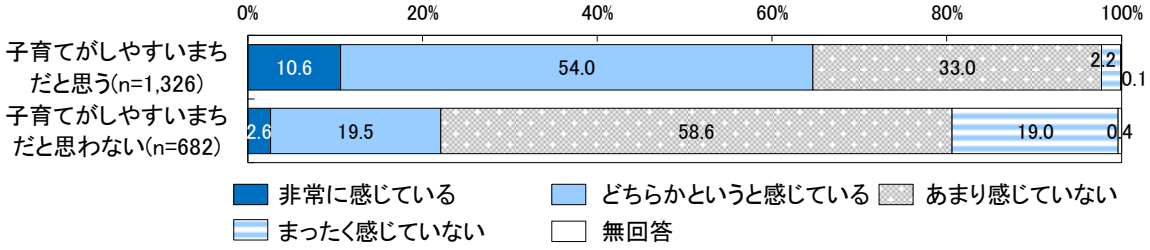

（小学生）

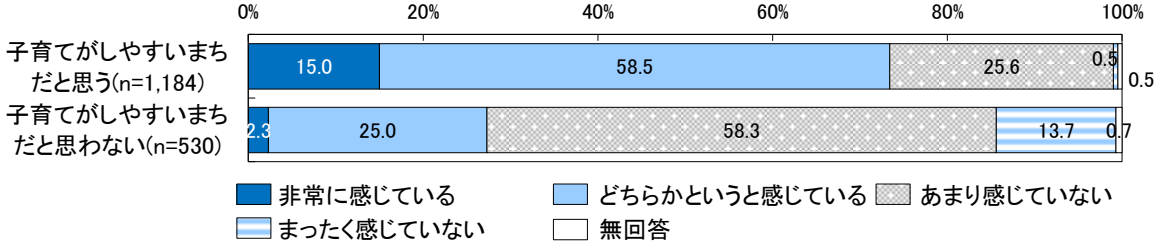

［図　公的な相談窓口の利便性（前回調査結果との比較）］

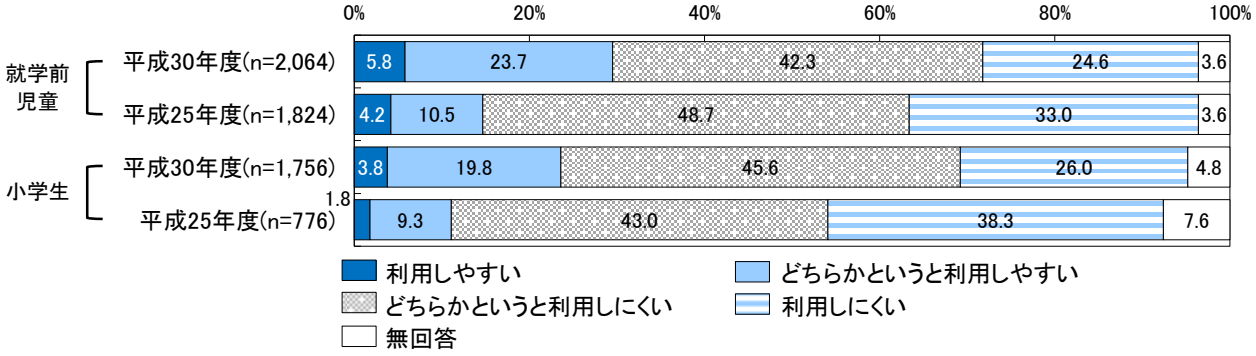

［図　公的な相談窓口を利用しにくい理由］

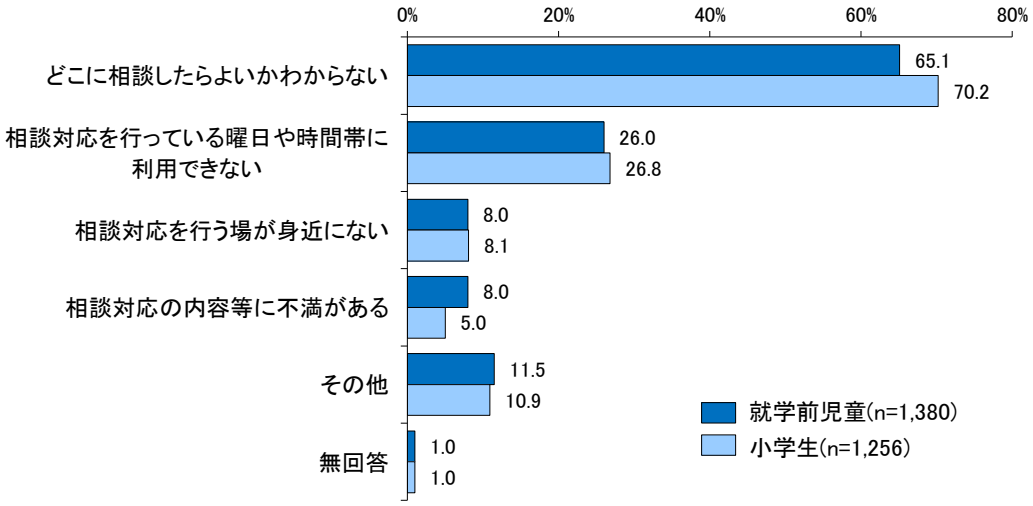

［図　知っている子育て支援サービス］

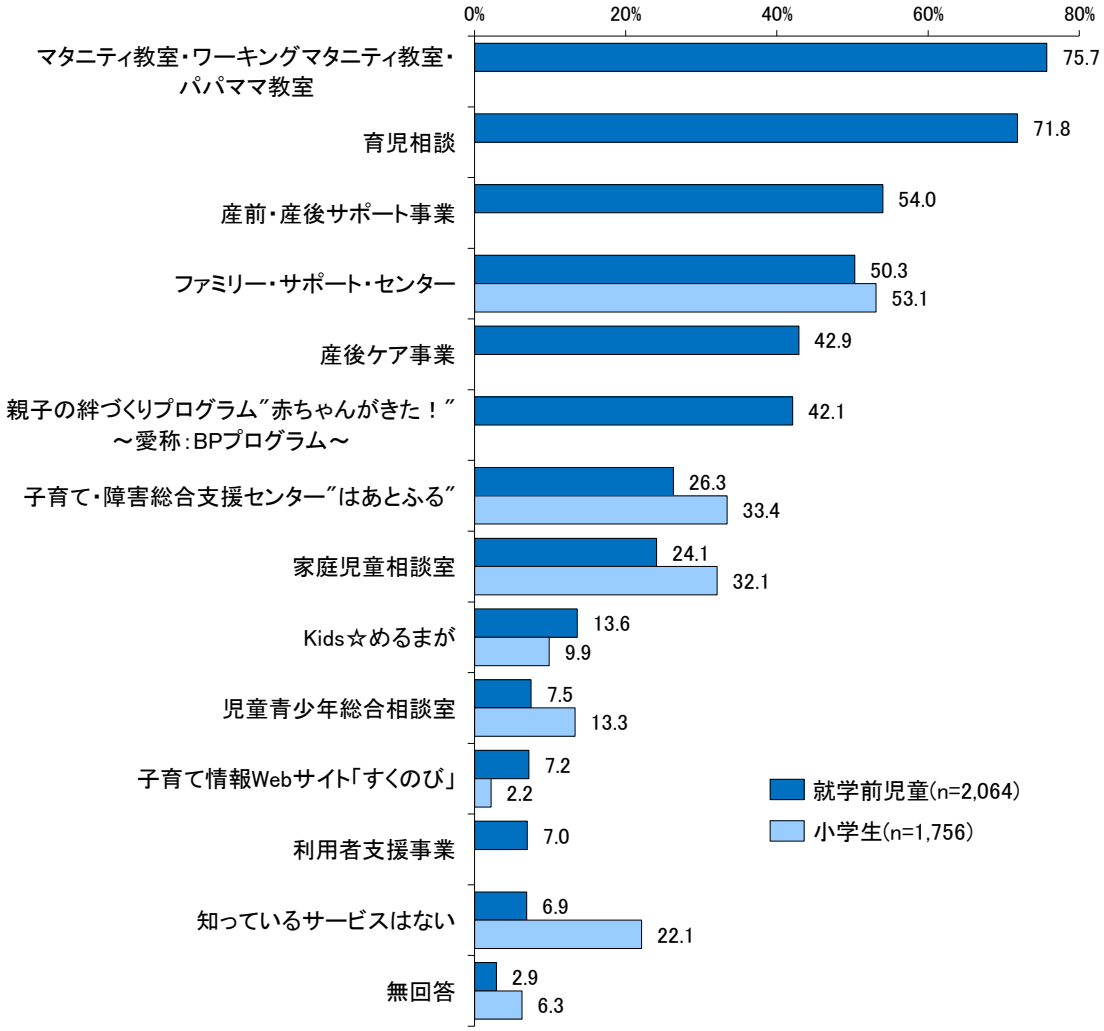

［図　母親の就労状況］

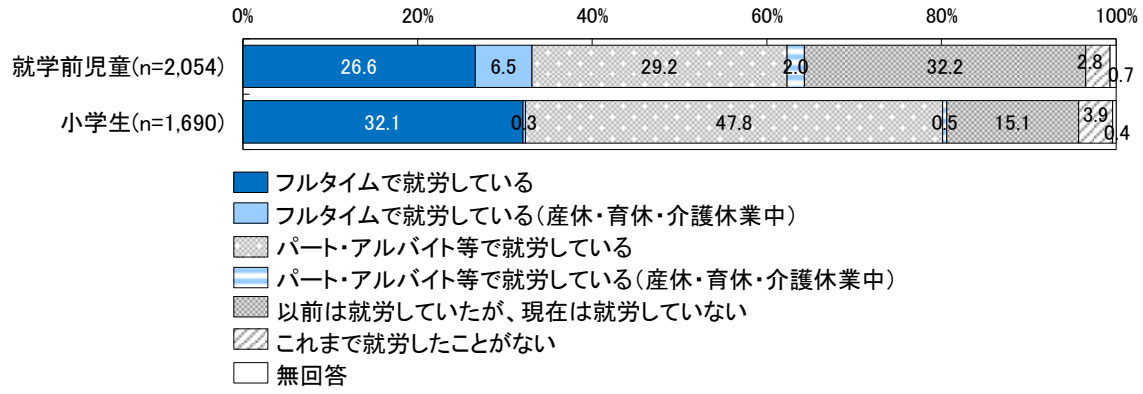

［図　母親の就労希望］

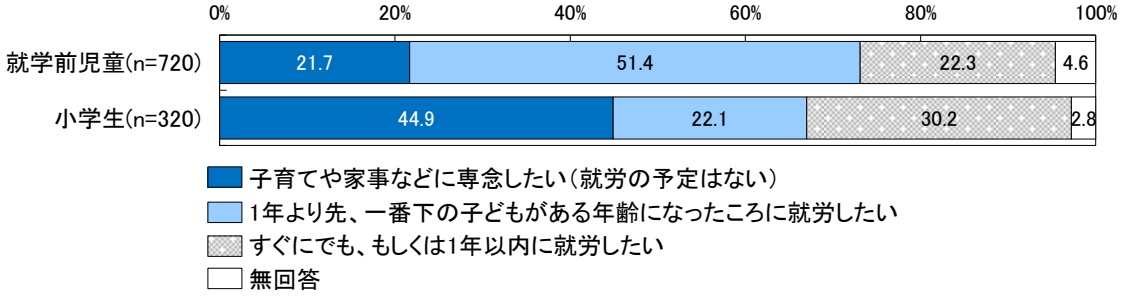

［図　教育・保育事業の利用希望開始年齢（０歳児）］

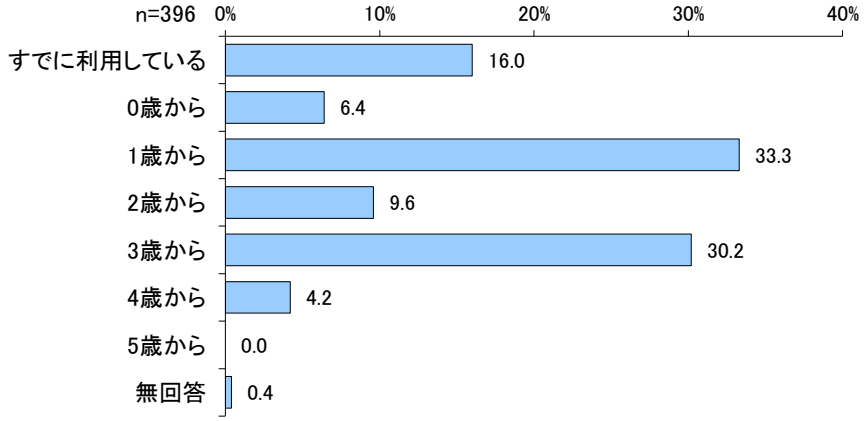

［図　幼児教育・保育が無償化された場合の母親の就労状況等の変更希望（就学前児童・年齢別）］

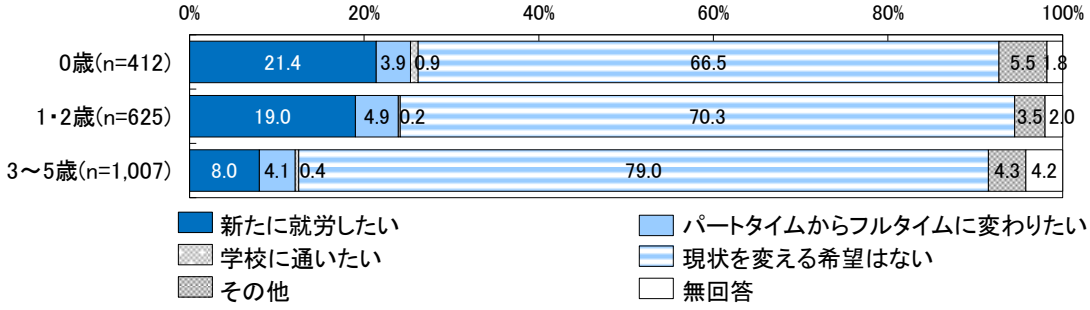

［図　母親の育児休業取得状況（就学前児童）］

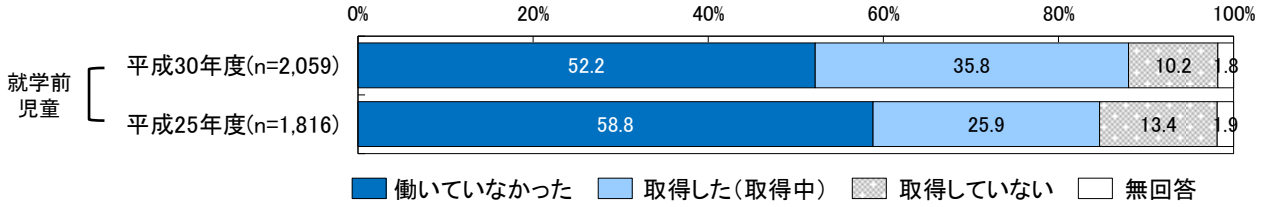

［図　父親の育児休業取得状況（就学前児童）］

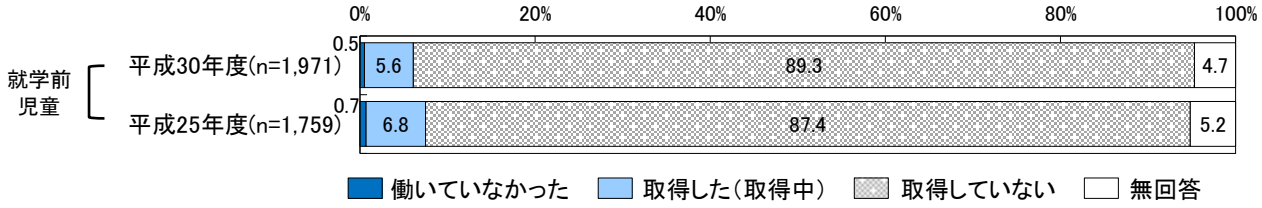

［図　母親の育児休業の取得期間（就学前児童）］

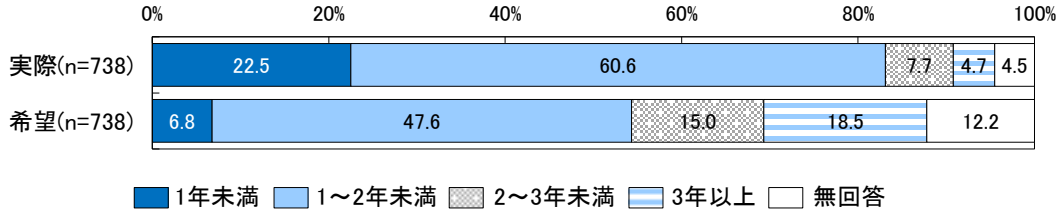

［図　父親の育児休業の取得期間（就学前児童）］

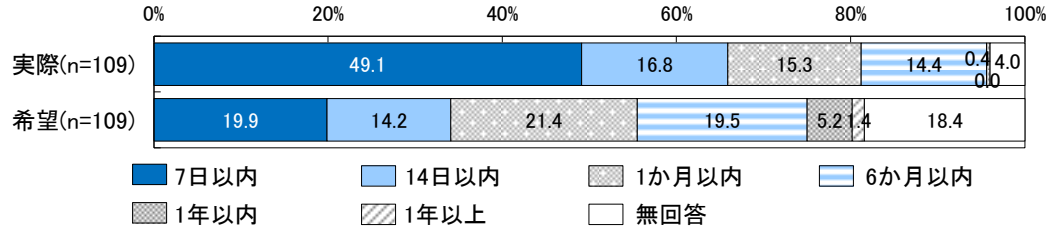

［図　希望の期間取得できなかった理由（就学前児童）］

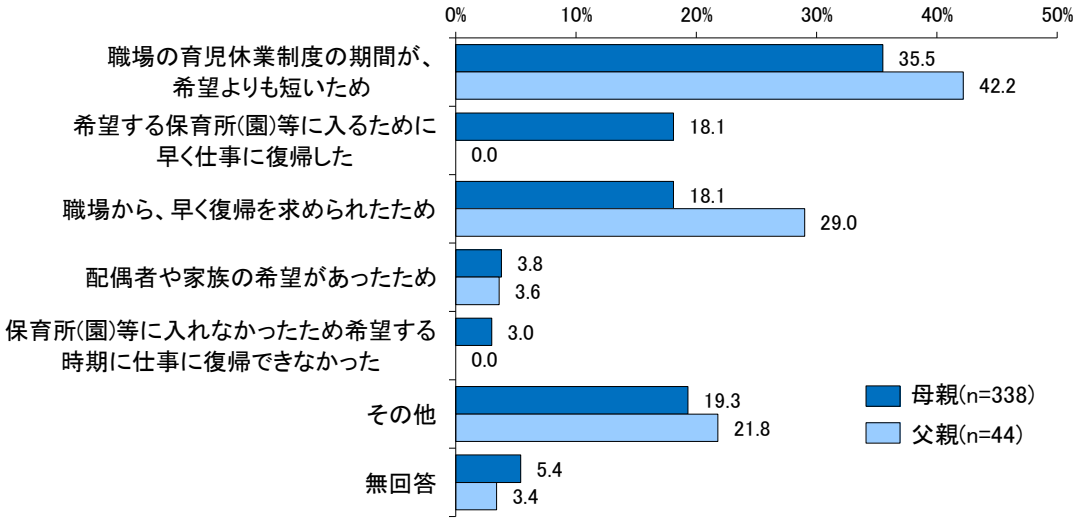

［図　子どもの地域交流や体験の満足度］

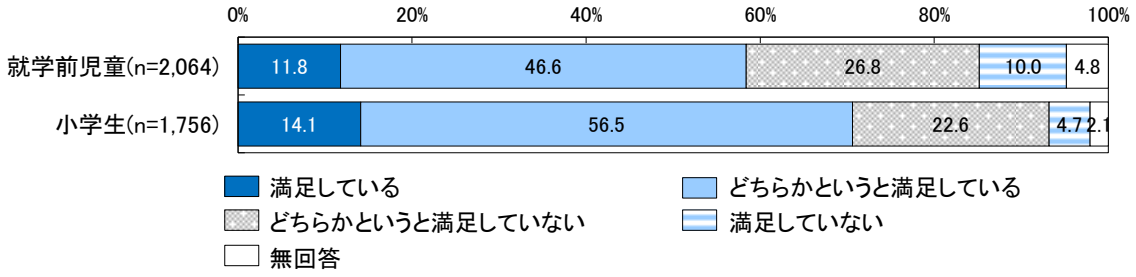

［図　子どもを参加させたい地域交流や体験の場］

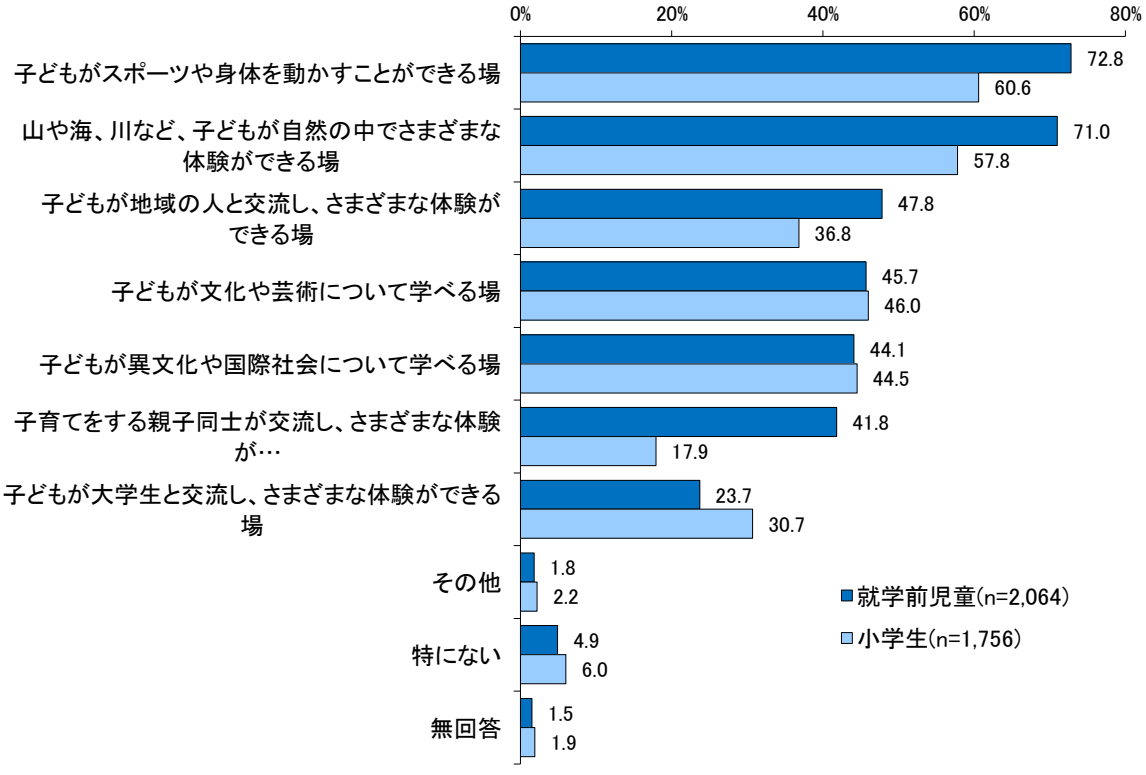

（２）子供の生活実態調査結果

［図　授業の理解度］

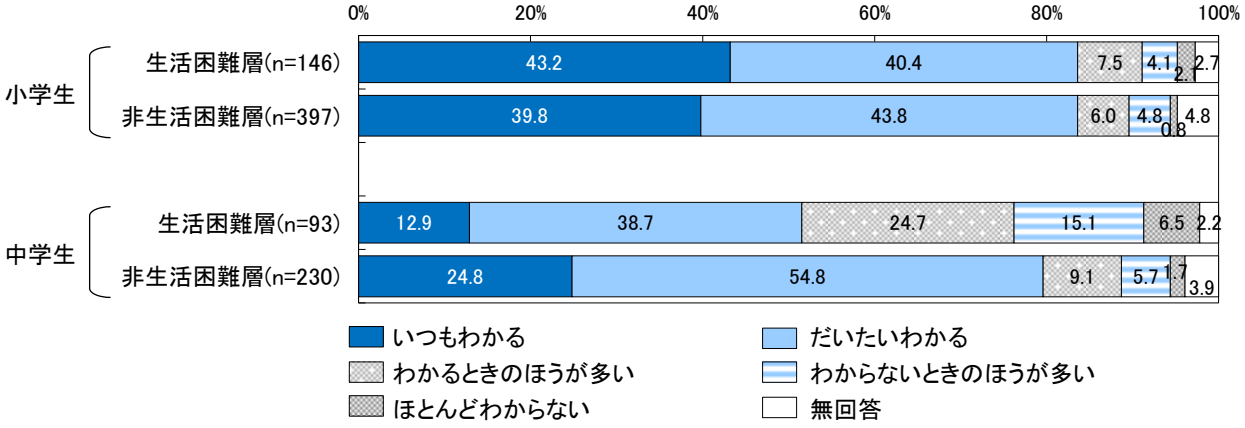

［図　学校外の勉強時間］

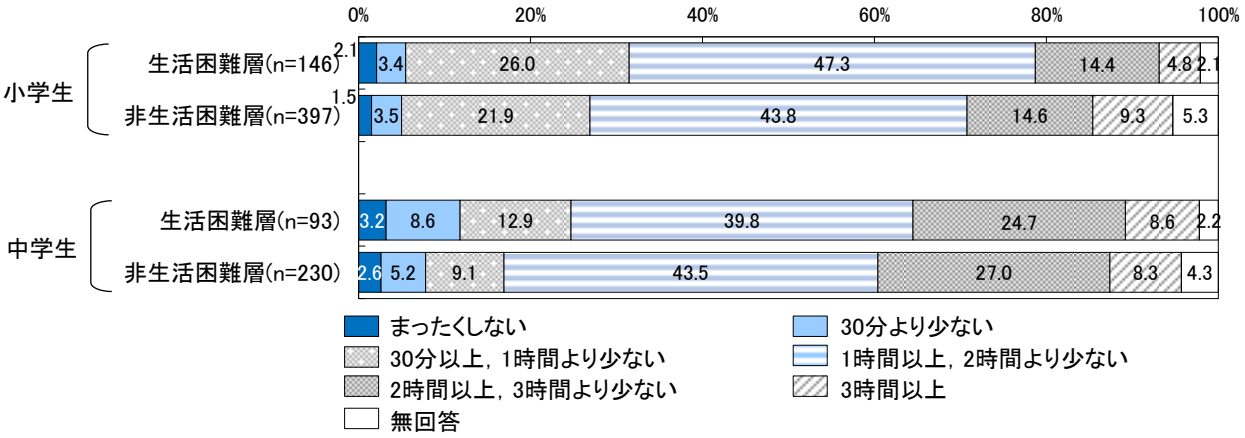

［図　学習塾・家庭教師の頻度］

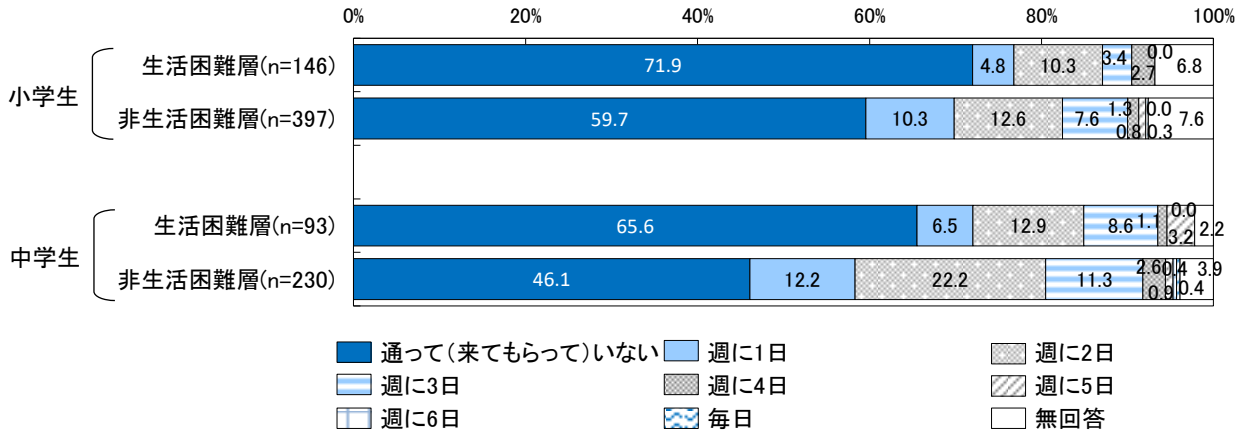

［図　食料が買えなかった経験］

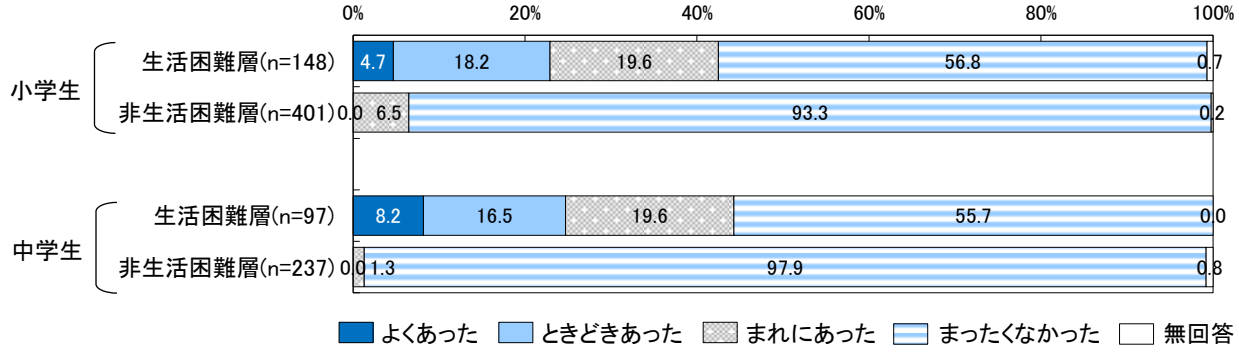

［図　子どもを医療機関に受診させなかった経験］

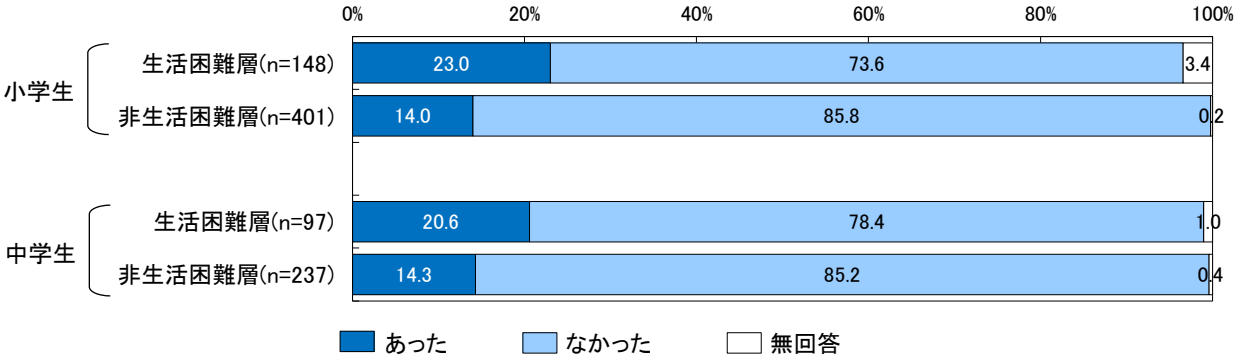

5　パブリックコメントの実施結果概要

（１）目的

子どもの成長、子育てを支援する取組みの更なる充実を図り、総合的に推進するため「第２期東広島市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、広く皆様からご意見を伺い、計画に反映させるため、意見公募（パブリックコメント手続）を実施した。

（２）実施機関

令和元年 11 月 25 日～令和元年 12 月 20 日

（３）実施方法

市役所こども家庭課、各支所（地域振興課）、各出張所、各地域センター、各図書館、各福祉センター及び市ホームページで公開し、持参、郵送、ファックス及び電子申請によって意見を受け付けた。

（４）意見提出者数

７人、０団体

（内訳）

住所別	西条4人、黒瀬1人、豊栄1人、河内1人
年齢別	20 歳代 1 人、30 歳代 1 人、50 歳代 1 人、60 歳代 2 人、70 歳代 1 人、 80 歳代以上 1 人
性　別	男性 2 人、女性 5 人

（参考）ホームページアクセス数：227

（５）意見数

内　容	件　数
計画全般について	1 件
計画の基本理念について	1 件
第2期計画に向けた課題について	1 件
安心して子どもを産み育てられる支援の充実について	2 件
仕事と子育てを両立するための支援の充実について	2 件
地域の子育て支援力の強化について	4 件
次代を担う子どもを育てる教育・保育の推進について	5 件
保育の「量の見込み」と確保方策について	1 件
「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組みについて	2 件
合　計	19 件

（６）結果の公表

市ホームページへの掲載により実施。

公表期間：令和２年２月５日～令和３年３月３１日

6 用語解説

用語		内容
あ行	ＩＣＴ	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。従来から使われていた IT（Information Technology）に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉。
	隘路（あいろ）	物事を進める妨げとなる困難な問題
	育児休業	労働者が会社に申し出ることで、子どもが 1 歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業できる制度。
	一般世帯	住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者（施設等の世帯を含まない）
	ＡＩ	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。人工知能とは、知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。
	ＳＮＳ	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
か行	核家族世帯	夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもから成る世帯（ひとり親と未婚の子どもから成る世帯も含む）。
	教育・保育施設	認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所の総称。
	合計特殊出生率	1 人の女性が一生の間に何人の子どもを産むかを表す数値。15 歳から 49 歳の女性の年齢別出生率を合計して算出する。
	子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導を行うとともに、子育てサークル等の育成を通して、子育て家庭のネットワークづくりを支援する施設。
	子ども・子育て関連３法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

用語		内容
か行	子ども・子育て支援法	すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする、新たな施設型給付・地域型保育給付の創設、必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築、地域の子ども・子育て支援の充実に関する法（平成 24 年法律第 65 号）。
	子どもの貧困対策推進に関する法律	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法。（平成 25 年法律第 64 号）
さ行	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現を目的とする、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的な推進に関する法（平成 15 年法律第 120 号）。 平成 17 年度から 26 年度まで 10 年間の時限立法だったが、事業主に策定を義務づけた行動計画の取り組みを継続して推進するため、平成 27 年度から 36 年度までの 10 年間延長されることが決定された。
	施設型給付	教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）を通じた共通の給付。
	児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設の一種。児童の遊びを指導する児童厚生員が配置されている。
	児童虐待	保護者などが子どもの身体・精神に危害を加え、適切な保護・養育を行わないこと。なぐる・けるなど暴力を加える身体的虐待、言葉による脅かし・面前での DV などの心理的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄・怠慢）、の４つのタイプがある。
	周産期医療	ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、その他の産科医療及びハイリスク新生児の集中治療、管理などの新生児医療の総称。
	出生率	一定期間の出生数の人口に対する割合。一般に、人口 1000 人当たりの 1 年間の出生児数の割合をいう。
	小規模保育	主に３歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が６人以上 19 人以下で行う保育。
	食育	食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成を行うための学習等の取り組み。
	親族世帯	2 人以上の世帯員から成る世帯うち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
	その他の親族世帯	2 人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいる世帯で核家族でない世帯。

用語		内容
た行	単独世帯	世帯人員が１人の世帯。
	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。
	ＤＶ	ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。
な行	ネウボラ	フィンランドで制度化されている妊娠・出産・子育てに関する支援施設のこと。妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援するのが特長。ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味。
は行	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
	非親族世帯	２ 人以上の世帯人員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいない世帯。
	ペアレント・トレーニング	発達障害者の親が自分の子どもの行動を理解したり、発達障害の特性をふまえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。
	放課後子供教室	全ての小学生を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を定期的に設ける事業。地域住民や学生の協力を得て、スポーツや文化活動の体験、地域住民との交流等を行う。
	放課後児童クラブ	共働き家庭等の小学生を対象として、放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。実施基準に基づき、専用施設に指導員を配置しており、月曜日から土曜日まで週６日の利用が可能。
ま行	未婚率	人口に対する未婚者（まだ結婚をしたことのない人）の割合。
や行	要保護児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童。
	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子どもの利用料が無料となること。
	幼保連携型認定こども園	内閣府が所管する、幼児教育・保育を一体的に提供する施設で、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる。

用語		内容
ら行	療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、身体や知的に障害のある児童等について、早期発見と早期治療及び相談・指導を行い、障害の軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図ること。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	個人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。